

遊佐町告示第94号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、第525回遊佐町議会定例会を平成30年6月19日遊佐町役場に招集する。

平成30年5月25日

遊佐町長 時田 博機

第525回遊佐町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成30年6月19日(火曜日) 午前10時 開議(本会議)

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

議長報告

一般行政報告

教育行政報告

日程第 4 ※一般質問

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

☆

出欠席議員氏名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番	齋藤	武君	2番	松永	裕美君
3番	菅原	和幸君	4番	筒井	義昭君

5番	土	門	勝	子	君	6番	赤	塚	英	一	君	
7番	阿	部	満	吉	君	8番	佐	藤	智	則	君	
9番	高	橋	冠	治	君	10番	土	門	治	明	君	
11番	斎	藤	弥	志	夫	君	12番	堀		満	弥	君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時	田	博	機	君	副 町 長	本	宮	茂	樹	君
総 務 課 長	池	田	与	四	也	君	企 画 課 長	堀		修	君
産 業 課 長	佐	藤	廉	造	君	地 域 生 活 課 長	畠	中	良	一	君
健 康 福 祉 課 長	高	橋		務	君	町 民 課 長	中	川	三	彦	君
会 計 管 理 者	高	橋	晃	弘	君	教 育 長	那	須	栄	一	君
教 育 委 員 会	佐	藤	啓	之	君	農 業 委 員 会	佐	藤	重	一	君
教 育 課 長						会 長 代 理					
選 挙 管 理 委 員 会	佐	藤	正	喜	君	代 表 監 査 委 員	金	野	周	悦	君
委 員 長											

☆

出席した事務局職員

局 長 富 樫 博 樹 議事係長 東海林 工 里 書 記 瀧 口 めぐみ

☆

本 会 議

議 長 (堀 満弥君) おはようございます。ただいまより第525回遊佐町議会6月定例会を開会いたします。

(午前10時)

議 長 (堀 満弥君) その前に、きのう18日午前7時58分ころ、大阪で地震がありまして、震度6弱が起きました。また、この地震で死亡者が出まして、4人の方が亡くなられました。ご冥福を祈りたいと思います。負傷者数も336人、火災に遭われた皆様にもお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、議事に入ります。

本日の議員の出席状況は、全員出席しております。

なお、本定例会に説明員として町長初め各行政委員会の委員長、会長等の出席を求めましたところ、佐藤充農業委員会会長が公務のため欠席、佐藤重一会長代理が出席、その他全員出席しておりますので報告します。また、本宮副町長は午後より公務のため欠席しますので、報告します。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により6番、赤塚英一議員、7番、阿部満吉議員を指名いたします。

日程第2、本定例会の会期についてを議題といたします。恒例により、議会運営委員会、土門治明委員長より協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会、土門治明委員長、登壇願います。

議会運営委員会委員長（土門治明君） おはようございます。第525回遊佐町議会定例会の運営について、去る6月8日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、次のとおり意見決定しましたので、ご報告いたします。

初めに、本定例会の会期については、本日6月19日から6月22日までの4日間といたしました。

審議日程につきましてはお手元に配付のとおりでございますが、本日は議会の構成を行い、次に諸般の報告として議長報告、一般行政報告、教育行政報告を行います。その後一般質問に入り、4人を予定しております。

第2日目の6月20日は、前日に引き続き一般質問を行い、4人を予定しております。終了次第、平成30年度各会計補正予算3件、条例案件3件、事件案件2件を一括上程し、補正予算については、恒例により補正予算審査特別委員会を構成し、審査を付託いたします。その後、議員全員協議会を開きます。

第3日目の6月21日は、終日各常任委員会を開催いたします。

第4日目の6月22日は、午後10時からおおむね午後3時まで補正予算審査特別委員会を行い、その後案文作成のため休憩に入ります。午後3時30分ごろから本会議を開会し、条例案件3件の審議及び採決、補正予算の審査結果報告及び採決、事件案件2件の審議及び採決、発議案件1件の審議及び採決を行い、終了次第第525回定例会を閉会したいと思います。議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

議長（堀 満弥君） 上衣は自由にしてください。

お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、本定例会の会期は本日6月19日より6月22日までの4日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（堀 満弥君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は4日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告に入ります。

初めに、議長の報告を行います。

議長報告

1. 議員派遣について

会議規則第129条の規定により、議員を派遣した。

○平成30年4月5日付

(1) 庄内総合支庁長との研修懇談会

- ① 目的 庄内地方の開発振興上の諸問題について研修する。
- ② 派遣場所 鶴岡市
- ③ 期間 平成30年4月25日(水)
- ④ 参加議員 副議長

○平成30年4月12日付

(2) 平成30年度東北日本海沿岸市町村議会協議会総会

- ① 目的 日本海沿岸東北自動車道の早期完成と羽越本線の整備促進、高速化推進の早期実現
- ② 派遣場所 新潟県胎内市
- ③ 期間 平成30年5月16日(水)
- ④ 参加議員 副議長

○平成30年4月13日付

(3) 知事を囲む市町村自治振興懇談会

- ① 目的 県政運営等について拝聴するとともに、県内における地域づくりの課題についての意見交換等を行うなど市町村自治振興
- ② 派遣場所 山形市
- ③ 期間 平成30年5月22日(火)
- ④ 参加議員 副議長

○平成30年5月10日付

(4) 平成30年度町村議会議長会議長・副議長全国研修会

- ① 目的 議長、副議長として必要な知識を得、円滑な議会運営に資する。
- ② 派遣場所 東京都
- ③ 期間 平成30年5月28日(月)～29日(火)
- ④ 参加議員 副議長

○平成30年3月5日付

(5) 山形県町村議会議長会町村議会広報研修会

- ① 目的 議会広報発行技術の向上に資する。
- ② 派遣場所 山形市
- ③ 期間 平成30年5月31日(木)
- ④ 参加議員 議会広報常任委員

2. 系統議長会について

☆庄内地方町村議会議長会臨時総会

(1) 期 日 平成30年 4 月20日 (金)

(2) 場 所 庄 内 町

(3) 案 件

① 認第 1 号 平成29年度庄内地方町村議会議長会会計決算の認定について

歳入合計 866,603円

歳出合計 465,434円

差引残額 401,169円

(4) 協議事項

① 知事を囲む市町村自治振興懇談会に対する要望事項について

・ 羽越本線並びに陸羽西線の高速化等の促進について

② 山形県町村議会議長会臨時総会への要望事項について

・ 日本海沿岸東北自動車道並びに新庄酒田道路の整備促進について

・ 一般県道「余目・松山線」庄内橋の架け替え促進について

・ 主要地方道「庄内空港立川線」両田川橋の架け替え促進について

③ その他当面する諸課題について

☆ 庄内市町村議会議長会総会

(1) 期 日 平成30年 4 月25日 (水)

(2) 場 所 鶴 岡 市

(3) 案 件

① 平成29年度事業報告について

② 平成29年度収支決算について

歳入合計 567,188円

歳出合計 408,919円

差引残額 158,269円

(4) 協 議

① 平成30年度事業計画について

② 平成30年度収支予算について

予算総額 559,000円

③ 平成30年度庄内市町村議会議長会負担金について

人口割 (80%) ・ 平均割 (20%)

本町負担額 32,000円

以上です。

次に、一般行政報告について、本宮副町長より報告願います。

本宮副町長。

副町長 (本宮茂樹君) おはようございます。

それでは、一般行政報告を申し上げます。

一般行政報告

平成30年6月19日

1、平成29年度遊佐町一般会計予算の繰越明許費について。地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、企業開発推進事業、外7事業に係る繰越明許費繰越計算書を次のとおり調整したので報告します。別紙Iのとおり。読み上げは略します。

2、「遊佐町庁舎建設検討委員会」の開催について。3月13日、新庁舎建設事業に関する審議を行うため、12名の委員を委嘱し、「遊佐町庁舎建設検討委員会」を立ち上げ、第1回の会議を行い「遊佐町新庁舎建設基本計画(案)」についてご意見をいただきました。4月24日に第2回会議を開催し、建設場所に関するご意見をいただき、東側駐車場、現庁舎、生涯学習センター東側の3案の中から東側駐車場を活用する案で意見の集約をいただきました。5月18日に第3回会議を開催し、建設規模に関する役場機能の配置に対し、町民利便性の観点から意見をいただきました。

3、遊佐町新庁舎建設基本計画(案)に関するパブリックコメントの実施について。新庁舎建設に関する基本的な考え方を示す「遊佐町新庁舎建設基本計画(案)」の平成29年度内の集約成果について、平成30年3月19日から4月10日までの期間でパブリックコメントの募集を行い、1件のご意見をいただきました。いただいた意見とそれに対する町の考え方について、5月15日広報に掲載いたしました。

4、新庁舎建設推進室の設置について。4月1日より総務課内に新庁舎建設推進室を設置し、新庁舎建設に向けた推進体制としました。4月以降、庁内プロジェクト会議を4回開催、各課へのヒアリング、建設候補地の用地確保に向けた業務等を進めております。

5、消防署遊佐分署新庁舎の竣工式について。消防署遊佐分署の新庁舎が3月に完成し、4月10日に竣工式が行われました。

6、町政座談会について。5月21日から30日まで、町内6地区で町政座談会を開催し、地域のさまざまな課題について率直な意見交換を行いました。

7、地方創生の推進について。3月20日、遊佐町地方創生推進会議を開催し、遊佐町総合戦略の進捗状況の検証と計画の見直しについて協議しました。

8、水循環の保全をめぐる係争について。3月5日及び5月22日、山形地方裁判所において、採石事業に対する行政処分取消等請求事件の第5回口頭弁論及び第6回口頭弁論が行われ、原告である採石業者と被告である町の双方から、それぞれの主張を記した準備書面が提出されました。なお、第7回口頭弁論の開催期日は、8月21日となっております。

9、平成30年度地域おこし協力隊の委嘱状交付について。4月2日、今年度の地域おこし協力隊員4名に委嘱状の交付を行いました。また、6月4日には、地域づくり活動支援業務の担当として坂部春奈さんを新たに委嘱しております。

10、国際交流事業について。3月21日から28日に実施した、姉妹都市ハンガリー・ソルノク市派遣事業に中学生9名、高校生1名を含む13名が参加しました。4月22日には、役場において帰国報告会を開催し、ホームステイの思い出など、各団員から貴重な体験の報告を受けております。

11、遊佐町民間活力度賃貸住宅建築促進事業について。八日町地内に木造戸建て賃貸住宅3棟が、4月に着工し、7月に完成予定となっております。

12、広報委員会委員の委嘱状交付について。4月5日、広報委員会の委員7名に委嘱状の交付を行いました。任期は、平成32年3月31日までの2年間となります。

13、定住促進施策について。(1)集落支援員の配置、活動の結果として、平成29年度の空き家成約数12件、移住者数は18組39人となりました。また、平成30年度で既に7組12人が移住し、今後2組7人の移住が予定されています。

(2)4月24日に、遊佐町IJUターン促進協議会総会を開催し、平成29年度の事業報告、平成30年度の事業計画等を協議しました。委員より、「住まいの相談が、若年層、高齢層、それぞれふえている」、「空き家活用や子育てに関する支援の充実が周知されてきている」、「移住者の情報発信により、交流人口がふえている。住まいの支援だけでなく、起業への支援も必要」等のご意見をいただきました。

(3)5月4日から6日まで、NPO法人いなか暮らし遊佐応援団が主催する「田舎暮らしゆざ体験ツアー2018春」が開催されました。首都圏から2組4名が参加し、空き家情報の提供、山菜とり、吹浦祭り見学など行いました。現在移住を前向きに検討いただいております。

(4)首都圏で開催する遊佐町暮らしセミナーは全5回を計画、5月26日に第1回目のセミナー「ゆざを楽しむ愉快な仲間達」を実施しました。参加者は13名で、そのうち1名は6月中旬に空き家の内覧に来町予定です。

14、きらきら遊佐マイタウン事業について。4月16日から5月15日まで公募を行ったところ、集落の公民館や掲示板の改修などの事業申請があり、選定委員会による審査の結果、申請のあった7事業全てが採択されました。

15、遊佐町まちづくり協議会連合会事業について。5月9日、まちづくり協議会連合会総会を開催し、昨年度の事業実績を確認するとともに、今年度の事業計画では、遊佐地区におけるまちづくり計画の策定に関する支援や事務局員の研修機会の充実を図っていくこととしました。

16、ふるさとづくり寄附金について。平成29年度中の寄附件数は2万9,538件で、寄附総額は3億5,697万3,225円となり、平成28年度の実績である1万5,030件、2億489万7,120円を大きく上回りました。今年度は、6月11日現在2,984件、3,096万9,000円の申し込みをいただいております。掲載サイトを増設しながら情報発信を行っていくとともに、昨年同様、クラウドファンディングについても実施する予定であります。

17、中山河川公園桜まつり2018オープニングについて。4月13日、「中山河川公園桜まつり2018オープニング」が開催されました。一昨年度からてんぐ巢病対策を実施するなど、町も集落と協力して桜の保全に努めてまいりました。当日は好天にも恵まれ、観光客や地元住民、関係者が多数集い、甘酒や桜餅の振る舞いなどでオープニングを祝いました。

18、鳥海山春山開き及び鳥海ブルーライン開通式について。4月27日、「鳥海ブルーライン開通式」と「春山開き」を行いました。小野曾旧料金所前で開通式を行った後、秋田県側の鉾立にてにかほ市との合同開通式を行い、今シーズンの山の安全と観光振興を祈願しました。なお、これに先駆けて、ことしは4月13日に小野曾ゲートから駒止ゲート間が開通いたしました。中山の桜と鳥海ブルーライン沿いのミズバショウ群生地をあわせて見学するツアーも催行されるなど、新たな町の見どころとなりました。

19、鳥海山ブルーラインヒルクライム from 日本海について。鳥海山ブルーラインヒルクライム from

om日本海が6月16日(土曜日)にかほステージ、17日(日曜日)に遊佐ステージが開催されました。遊佐ステージには県内外から約150名の選手が参加し、旧小野曾料金所から銚立まで登る自転車レースに挑みました。

20、遊佐町チャレンジファーム事業について。今年度研修生は、前年度からの引き継ぎが2名、新規2名の合計4名となりました。4名のうち3名が町外出身者です。平成28年度の事業開始から累計で8名になり、うち4名が町外出身者です。

21、平成30年産の米生産の目安について。平成30年から生産調整に国が関与しないこととなり、米の直接支払交付金が終了したため過剰作付が危惧されていましたが、遊佐町では山形県農業再生協議会が示した生産の目安を超過してはいるものの、前年度に比べて大きな変動はありません。

22、松くい虫防除事業について。平成29年度の松くい虫被害木調査を実施した結果、過去最大となった平成28年度と比較して、民有林で約28%程度被害量が減少しました。昨年秋に調査した被害木については、県とともに全量駆除し、今後の被害縮小のため、第1回目の薬剤散布を5月末に実施したところであります。引き続き、伐倒、破碎処理等の作業に取り組んでまいります。

23、地域水産物供給基盤整備事業について。昨年10月に完成しました漁港への漂砂流入解消のための吹浦漁港西第2防波堤延伸工事について、工事完成後の漂砂流入状況調査の結果を受け、水域内のしゅんせつ工事を実施する予定です。また、昨年度から取り組んでいる漁場造成事業については、女鹿海岸において引き続き藻場造成及び岩ガキ増殖礁の設置に係る調査を実施しています。

24、企業立地について。吉出地内での「ウイスキー蒸留所」については夏ころの完成見込みとなっているほか、鳥海南工業団地に新たに用地を取得した企業が6月から本格着工、年度内の完成を見込んでいます。地域の活性化とともに、新たな雇用が期待されます。

25、遊佐ビジネスネットワーク協議会について。5月16日、遊佐ビジネスネットワーク協議会通常総会が「遊楽里」で開催され、今年度の事業計画等の協議と情報交換を行いました。今年度もビジネス大使の方々と積極的に連携し、企業訪問、情報収集に努めるほか、新たに「町内企業合同説明会」を開催し、人手不足対策に向けての取り組みを行います。

26、遊佐ブランド推進協議会事業について。厚生労働省受託事業「実践型地域雇用創造事業」が平成29年度で終了となり、4月から職員2名体制で新たなスタートとなりました。5月15日に遊佐ブランド推進協議会総会を開催、平成29年度の事業報告並びに平成30年度の事業計画等を協議しました。なお、豊島区内での産直「遊佐ノ市」については、6月9日から開始しています。今年度は、各種イベント開催も含め計17回を予定しております。

27、日本海沿岸東北自動車道について。酒田みなと-遊佐間の事業費は49億1,200万円で、調査設計、用地買収、改良、橋梁工事が予定されております。また、秋田県境区間についての事業費は7億円で、調査設計、用地買収、改良工事が予定されております。

28、社会資本整備総合交付金について。今年度は、橋梁長寿命化修繕計画に基づく西浜橋の補修工事、女鹿跨線道路橋の点検を予定しております。

29、住宅支援事業について。住宅支援事業の6月8日現在の受け付け状況は、持ち家住宅リフォーム支援金67件、定住住宅新築支援金13件、定住住宅取得支援金2件となっております。このうち下水道等接続

を伴うリフォーム件数は12件となっております。

30、遊佐町再生可能エネルギー設備導入事業費補助金について。再生可能エネルギー設備の導入について、引き続き一般家庭や事業所に対して設備設置の助成を行っていきます。現在、太陽光について4件の交付申請を受けています。今後につきましても、広報、ホームページ等で制度活用についての啓蒙を行ってまいります。

31、ゆざ町民省エネ節電所「ゆざ町民エコチャレンジ」について。町民が地球温暖化防止行動を主体的に実践する町民参加型事業として、今年度事業が6月15日にスタートしました。

32、夏期に向けた省エネ対策の取り組みについて。6月8日開催のエコプラ推進会議を経て、エコアクションプランに基づく公共施設における、省エネ活動の重点目標を設定し取り組んでいます。また、クールビズを5月7日に早めて実施し、「緑のカーテンプロジェクト」においては、町民及び町内事業所に対するゴーヤの苗と種の配布、公共施設での植栽を実施しています。また、山形県の「笑顔で省エネ県民運動」が6月1日にスタートしており、遊佐町においても広報、ホームページ、また各種イベント等において、省エネに関する呼びかけを行っていきます。

33、下水道事業について。今年度は、特定環境保全公共下水道区域における施設整備を行っていきます。施設整備については、上蕨岡坂下、大蕨岡集落の舗装復旧工事と上蕨岡上寺、水上集落の管渠布設工事を行い、管渠布設工事については、完成部分の年度内供用開始を予定しています。5月末現在の下水道の接続状況は、公共下水道区域では供用開始戸数3,978戸のうち2,830戸で、接続率71.1%となっております。農業集落排水区域では、供用開始戸数511戸のうち428戸で、接続率83.8%となっております。

34、上水道事業について。平津配水池及び上寺配水池の耐震化事業について、本年度中の供用開始に向けて事業を進めていきます。排泥作業については、定例排泥作業を4月から11月までの第2、4月曜日に実施します。強制排泥作業は今年度4回予定しており、5月28日に第1回目を実施しました。

以上であります。

議長（堀 満弥君） 続いて、教育行政報告について、那須教育長より報告願います。

那須教育長。

教育長（那須栄一君） 教育行政報告。

平成30年6月19日

1、教育委員会会議の開催状況。3月22日、5月16日に遊佐町教育委員会会議を開催し、遊佐町教育委員会所属職員の人事異動発令、遊佐町教育行政の重点施策の承認、要保護・準要保護児童生徒の認定、遊佐町社会教育委員補欠委員の委嘱についての議案が可決されました。

2、小学校の適正整備について。5月24日に第2回町立学校適正整備審議会を開催しました。第1回審議会の会議録の承認及び課題の確認、遊佐町立学校としての適正規模、統合の時期等について意見交換を行いました。

3、学校運営について。3月16日に遊佐中学校の卒業式が行われ、119名が義務教育の課程を修了し、学びやを巣立ちました。また、3月18日には各小学校で卒業式が行われました。今年度に入り、4月7日に中学校、4月8日に各小学校の入学式がとり行われ、79名の児童と102名の生徒が新たな環境で順調なスタートを切りました。5月16日の蕨岡小学校を皮切りに、年度初め経営訪問を実施し、各校の学校経営

について指導、助言を行いました。

4、コミュニティ・スクールの実施について。今年度より全小中学校に学校運営協議会が設置され、5月1日の遊佐小学校を皮切りに、7月までにかけて第1回運営協議会が開催されます。今年度は各校とも年3回の開催を計画しています。5月14日の第1回コミュニティ・スクール推進会議では、各地区、各学校の代表者が出席し、コミュニティ・スクールに関する研修や各校の情報交換を行いました。

5、学校教育施設整備について。学校施設整備に係る工事では、3月28日に遊佐小学校防火シャッター改修工事が完成しました。

6、遊佐高等学校就学支援事業について。平成29年度は、遊佐高校支援の会に総額887万円ほどの補助金を交付し、それらを原資として遊佐高校支援の会は、3月中に平成30年度入学予定者38人全員に対し、1人当たり7万円の就学支援金を給付しました。平成27年度冬季から運行している通学タクシーは、4月から松山線と東平田郵便局線、浜中・酒田駅線の3路線、計15名で運行を開始しています。また、遊佐高校支援の会の総会を6月15日に開催し、これまでの就学支援を継続し、県外入学者支援策についても引き続き対応していくこととし、新たに県外留学生を受け入れている福島県只見町への視察研修についても提案がなされました。

7、第26回奥の細道鳥海ツーデーマーチについて。平成30年度実行委員会総会を5月10日に開催し、平成29年度事業報告及び決算、平成30年度事業計画、予算案を承認いただきました。6月1日から募集を開始し、町内外の学校や関係団体へ、ホームページやSNS、チラシの送付などさまざまな方法で呼びかけをしております。

8、社会教育関係会議の開催状況について。6月6日に社会教育委員会、6月12日にスポーツ推進審議会を開催し、平成30年度事業計画について審議しました。平成30年3月に策定した「生涯学習推進計画」と「スポーツ推進計画」を基本に事業内容を精査し、今後、庁舎内の生涯学習関係事業の情報共有と情報発信を工夫しながら、事業評価と課題を明確にする進捗管理体制を構築していきます。

9、青少年育成活動について。5月15日に青少年育成推進員会議を開催しました。新たな任期の推進員体制のもと、夏期巡回街頭指導を初め、今年度の青少年事業や地域の動向などについて協議を行い、推進員相互の情報交換を行いました。また、6月14日に遊佐町青少年育成協議会を開催し、事業計画及びコミュニティ・スクール進捗状況等について協議、報告を行いました。

10、少年町長・少年議員公選事業について。プロジェクト委員を中心に、4月下旬より順次、各学校における生徒説明会を実施するとともに、第16期少年町長・少年議員立候補者の募集活動を行いました。その結果、少年町長、少年副町長に各1名、少年議員に10名の立候補届け出がありました。6月10日には少年町長、少年議員へ当選証書付与及び少年副町長に委嘱状の交付を行い、その後、第1回少年議会を開催しました。

11、遊佐のアマハゲ保存会について。遊佐の小正月行事(あまはげ)を含む「来訪神 仮面・仮装の神々」のユネスコ無形文化遺産登録が、本年11月26日から12月1日の日程で、モーリシャス共和国で開催される無形文化遺産保護条約政府委員会において審査される予定となっており、行事の保存伝承と対外的広報等の一層の強化を図るため、平成30年6月4日総会を開催し、遊佐のアマハゲ保存会の規約を定め、会長、理事等の役員改選を行いました。

12、「遊佐町史 下巻」編さん事業について。平成30年度中の発刊を目指し、遊佐町史編さん委員、編集委員を委嘱し、第1回編さん・編集合同委員会を6月11日に開催し、基本方針を定めました。

以上です。

議長(堀 満弥君) 以上で諸般の報告を終了いたします。

次に、日程第4、一般質問に入ります。

一般質問における持ち時間は、質問、答弁を含め60分以内であります。質問、答弁とも簡明にお願いいたします。

それでは、あらかじめ質問の通告がありますので、通告順に発言を許可いたします。

2番、松永裕美議員。

2番(松永裕美君) おはようございます。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

昨今の日本では子供の貧困が取り上げられておりますが、我が国では高度経済成長を遂げた平成の時代に飢えに苦しむ子供たちがいることに、我々は目を背けていけないと強く思います。もちろんご両親の突然の病気や勤務先の予期せぬ倒産や離婚など、親御さんの生活の歯車が狂い出したゆえに、非力な子供たちにまでその影響が及んでしまっているのも現実でございます。当町におきましても、要保護児童の実態にきちんと焦点を当てて対策を今以上に打っていくことが、この町の未来にはとても重要だと考えます。

ある関東の地域を訪れたときに、小さな看板が目が行き、足がとまりました。そこには、子ども食堂について書かれておりました。行政が運営しているのか、ボランティアの方が運営しているのか定かではございませんでしたが、内容は実に明確で、次のように書いてございました。大人の皆様へ。少し前まではおせっかいのおばちゃんたちが、自分の子供もお隣さんの子供も関係なく御飯を食べさせていました。子どもキッチン、そんな感じの場所になりたいです。子育て中のお母さん、お父さんたちもぜひどうぞ。時間がなくて余裕がなくても、御飯がつかれないときも、子供連れの方、どなたでもお待ちしております。お母さん、お父さんが忙しくて御飯がつかれないとき、子供だけで食べる時、おなががすいたなと思つたとき、みんな御飯食べにおいでよ。子供100円。大人300円(同伴者)。

1つ目の質問は、当町の要保護児童の実態は現在どのような状況であるのかお聞かせください。もちろんこれは大変デリケートな面もございますので、お答えできる範囲でお聞かせください。

2つ目は、今まで遊佐町議会では取り上げてはこなかったかもしれませんが、児童虐待についての問いでございます。庄内児童相談所で過去3年間に児童虐待認定された件数の推移をお聞かせください。虐待されている子供は、どんなに質問されても親の悪口は言わないそうです。転んだとか自分でぶつけたとか言って、決して親御さんのことを悪く言わないそうです。

最後、3つ目の質問は、当町においては児童虐待の未然防止対策はどのようなものであるかをお聞かせください。

次の質問に移らせていただきます。少子高齢化に伴いますひとり暮らしの高齢者世帯がふえ、高齢の方々がみずから車を運転して買い物や通院に一人で行かなくては生活ができない時代になってきております。買い物難民という言葉も出ております。高齢化を問題だと簡単に議論するやり方ではなく、人は生まれ、いつしか年を重ね、おのれの人生を全うするまで生きていくわけですので、ならばいかに住みよい町づくりをしていくか、そこに焦点を当てたいと思います。高齢化するにつれて一番悩むのが、自動車免許

をいつ返納するかと自分や自分の家族で話し合ったり、まだ返納したくないとか、いやいや、そろそろだよとか、そのはざまでも多分とてもたくさんの葛藤があると思います。決断するまでの期間でどのようなことが私たちの胸に去来するかは、想像するだけで、自分のことのように考えたときに、やはり免許を手放すということがこの町で生きていくにはとても大きな決断であると思います。今回は、この件について議論させていただきたいと考えました。下記4点についてお伺いさせていただきます。

1、当町の免許返納率の実態はいかがでしょうか。

2、高齢者の方々がご利用になられております福祉タクシー券の利用率はどのようになっておりますでしょうか。

3、当町の高齢者の方々の足となる交通機関対策、最適交通はどのようにお考えでいらっしゃいますでしょうか。

最後、4、事故防止のための注意喚起の一つとして効果的な当町オリジナル交通ステッカー作成と導入の提案をしたいと思いますが、いかがでしょうか。これは、6地区のまちづくりセンターの皆様にもご協力していただき、もしくは少年議会や、もしくは発想豊かな地域おこし協力隊の皆様のアイデアをいただき、オリジナルのステッカーを考えてもよからうかと思えます。農作業をする軽トラックや高齢の方々が乗れるバイクなどにも気軽につけていただき、今ふるさと納税やクラウドファンディングなど、ほかからの町を支援したいという思いの方たちの寄附は集まっておりますが、例えばそのステッカーが180円として、町を盛り立てていく、町をよくしていきたいという気持ちの方が購入に踏み切り、それをつくるときに鳥海山大物忌神社などでおはらいをしてから皆様にお分けするとか、さまざまなやり方とさまざまな課題があるとは思いますが、ぜひ我々議会と行政が一丸となって、ほかのどの自治体もやったことがない、また新しい企画をしてみたいはかがでしょうか。

以上、これにて私の壇上からの質問を終わらせていただきます。

議長（堀 満弥君） 時田町長。

町長（時田博機君） おはようございます。2番、松永議員からは、本町の要介護児童の実態と児童虐待の未然防止対策について等の質問、そしてもう一つは高齢者のドライバーの方に対する課題等の質問がございました。

答弁に入ります前に、議長からもお話がありましたように、昨日の朝、通勤時間帯、大阪北部というのですが、高槻市を中心とした大変大きな、震度6弱ですか、地震に見舞われました。亡くなられた方の小学生は、早く登校におはようの声かけでうちから出たのだということですがけれども、壁があんなふうに残にも倒れてしまっているわけですから、本当に我が町の災害に遭ったときのやっぱり通学路等、そのような壁に対するどのような対応をしなければならないか等、もう一遍点検をする時期に来ているのかなと思います。確かに3.11で東北は大変な被災をされましたけれども、我が町はそれほどの被害という形はありませんでしたけれども、大阪であのような朝の突然の大都市の震災ということで、亡くなられた方、被災された方、全ての皆さんにお悔やみとお見舞いを申し上げたいと思っています。

さて、答弁に入りますが、我が町の要保護児童の実態であります。支援対象として把握し、現在継続して支援を行っている要保護児童は10人未満であります。新規ケースは年間1ないし2人となっております。支援が必要と思われる児童や家庭に対しては、健診や訪問により把握している情報に加え、関係する

係や機関と情報を共有し、個別ケースごとに支援策を検討し、支援に当たっております。

2つ目の質問であります庄内児童相談所で過去3年間に児童虐待として認定された件数の推移についてありますが、庄内全体で平成27年度は94件、平成28年度は92件、平成29年度は88件となっております。平成29年度の相談経路については、警察からの通報、相談が最も多く、次いで学校、虐待者以外の母親、親戚の順となっております。主な虐待者は実母が52.1%、実父が42%となっているようです。被虐待児の年齢につきましては、ゼロ歳から小学生が全体で8割弱を占めております。虐待種別では、半数以上が心理的虐待となっており、次いで育児放棄、怠慢などのネグレクト、3番目に身体的虐待となっております。心理的虐待が多い理由としては、子供の目の前で配偶者等に暴力を振るう面前DV、ドメスティック・バイオレンスが虐待として捉えることにあり、警察が積極的に児童相談所に通告をするようになったためと考えられております。

3つ目の我が町の未然防止対策について申し上げます。児童虐待防止法と児童福祉法の平成16年の改正を受け、平成18年に遊佐町要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関、団体と連携し、児童虐待防止に取り組んでおります。構成機関は、庄内児童相談所、酒田警察署、山形地方法務局酒田支局、教育委員会、小中学校、民生児童委員、社会福祉協議会、保育園などで、健康福祉課が事務局となっております。要保護児童対策地域協議会は、その設置要綱により代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会の3つの会議があります。代表者会議は、要保護児童の支援について共通理解を図り、円滑な支援活動に資するため、協議会の運営や要保護児童の発見から支援に至る仕組みの構築に関することの協議を行い、基本的に年1回の開催としております。実務者会議は、定期的に情報交換を行うことで意思疎通を図り、円滑な支援を実施するための課題検討などを目的とし、平成29年度は3回開催しております。個別ケース検討会については、関係者が要保護児童に対する具体的な支援の内容を検討するため、必要に応じて随時開催をいたしているものであります。未然防止対策については、これら地域協議会に関する取り組みのほかに、11月の児童虐待防止月間における啓発活動、広報掲載などを行っております。今後も関係係、機関と情報共有と連携を図り、虐待予防のために、日常的には予防的対応に心がけ、発生時には迅速的確に対応に努めてまいりたいと考えております。

2番目の質問でありました我が町の高齢者ドライバーの方々に対するいろいろな施策について、対応についてということでしたが、我が町の高齢者の免許返納率は、山形県警の集計によりますと、平成29年の1年間で、65歳以上の免許保有者3,386人に対して65人から返納があり、返納率は1.9%となっております。遊佐町福祉タクシー券の利用率であります。平成29年度は779人の申請があり、交付総枚数に対しての年間の利用率は58.6%となっております。本町における高齢者の皆様の足となる交通機関対策についてであります。年間1万1,000人ほどご利用いただいておりますデマンドタクシーの利用の皆様は、ほぼ高齢者でございます。ただ、最近では支援がないとお一人で乗りおりが困難な方もふえており、今後はこのような方々への対応について検討していく必要があると認識をしております。

高齢運転者の事故防止のため、注意喚起を促すオリジナルステッカーを作成してはというご提案をいただいておりますが、全国的に自治体が独自に事故防止のステッカーを作成して配付したという事案は見られず、その必要性についてはまだ未知数と考えております。道路交通法では、70歳以上の運転者が車に高齢者マークを表示して運転している場合には、幅寄せをしたり、必要な車間距離が保たれなくなるような

進路変更してはならないとの定めがあります。高齢者マークの表示は現在努力義務となっておりますが、高齢者マークの表示を推進することが、道路交通法で定められた高齢運転者の保護に有効であり、事故防止につながると考えております。

先日6月17日、国道7号線において、自損事故による町内での死亡事故が発生をしました。五百数十日死亡事故ゼロが続いておりましたので、我が町としては非常に残念なところでありますが、交通事故ゼロは高齢者に限らず、全ての世代の目標であります。これまでどおり、酒田警察署、交通安全協会遊佐支部など、各関係機関のご協力をいただきながら、道路交通法にのっとり、交通事故防止のための啓発に努めていきたいと考えております。

以上であります。

議長(堀 満弥君) 2番、松永裕美議員。

2番(松永裕美君) 丁寧な説明、ありがとうございました。

最初に、児童虐待の件でございますが、皆様報道でかなりショッキングな報道も最近は目にしていると思います。ただ、数字というものは怖いもので、通報とか、こういうことあるよ、何か泣き声聞こえるよということで、たくさん通報が寄せられて件数が高くなっているという事例もございますので、やはり一概に数字がふえたから、ここ最近児童虐待がふえたのだという認識ではないと私は理解しております。中央のほうである事件が遊佐町にはないように、予防策といいますか、本当に皆様のこういう大人の優しい見守りが当町の子供たちの暮らしや命を守っていくのではないかと日々思っております。

子ども食堂についてなのですが、当町では大人食堂のような感じのものが現実きちんと稼働しておりますが、ただ認知度が少ないのかもしれませんが、ほかの民間の食堂の方たちとのバランスもございますので、今一生懸命活動してくださっている方たちには敬意を表したいと思っております。やはりワンコインで1人世帯の方たちが気軽にお食事ができる場所というのはとても重要で、なお先人の方たちの努力で当町には大人食堂なるものがあるということ、そして子ども食堂というものが実際今とてもどこの自治体でもめじろ押しで、最近では子ども食堂に、虐待とまではいかないのですが、ネグレクトとって、やはり御飯をつくらないでお外に遊びに行ってしまうお父様、お母様も、今ここで私たち議論している立場では予想もつかないような現実が起きているということもお伺いしております。そのときに子供たちが100円握り締めてそこに食べに行けるといふこと、そしてそこで、「あら、ちょっとこの子痩せているわ」とか、ちょっと皆さんの目にとまる、やはりそれが一番これから何か命をセーブするときに必要な取っかかりになるのではないのでしょうか。

それで、私がいつも思っているのが、やはり一体どうやって、ではこの町でそれを防いでいけばいいのというところに論点が入るのですが、恐れ入ります、パネル、議長の許可をいただいております。実はこのようなパネルが当役場にもあるのはご存じでしたでしょうか。大きさ、縦50センチ、幅が1尺ぐらいですが、189(いちはやく)という番号をかけると児童相談所につながるというパネルがございますが、厚生労働省のほうでつくっていただいております。子供たちの泣き顔、笑顔が相反するよううまくやはり見せるようなポスターになっておりますが、児童虐待かと思ったらすぐにお電話くださいと書いてございます。これは、児童相談所、つまりここでいえば庄内児童相談所につながるのですけれども、1つ問題がございます。私はあるお母様から、うち男の子3人なので、いつも怒っているのですと、がんがん怒って

いて、いつか通報されたらどうしたらいいでしょうかという相談もございました。やはりこのところが大事なところで、何でもかんでも通報すればいいというわけではなく、やはりおかしいなと思ったとき、匿名でもいいので、189(いちはやく)、この児童相談所につながります。そして、児童相談所ではちゃんとプロファイルして、こういうことがこういう場所で起こったということで、個人情報できっちり管理されていると思いますので、ぜひ啓蒙の意味で、これはきょう皆さん、189(いちはやく)というのを覚えていただければと、そして町民の方にも知っていただければと思います。

もう一つ、酒田警察でちょっといろいろ勉強させてもらいました。そのときに警察署のほうから言われたのが、189(いちはやく)よりも、やっぱり何かのときは110番なのだ。なぜかという、そのもし、これは架空なのですが、ある現場がありましたと。189(いちはやく)にかけても児童相談所では適切な行政的な処理をするがために踏み込めないのだと、110番はそのドアの向こうに踏み込める。要はご両親の方が拒否しても入れるということをおも学びました。健康福祉課長にもご相談なのですが、民生委員の方たちや、さまざまなこれから勉強会もあると思うのですが、そういった酒田警察の方がおっしゃるには、自分たちは手弁当という言い方でいいのでしょうか、どこまでもノーギャラで講演に行くので、そういった実際現場で起きたことをしゃべりながら皆さんにお伝えしたいということをおっしゃっていたので、酒田市のほうもかなり行っていらっしゃるのですが、遊佐町のほうにもぜひそういう警察署員の方に来ていただいて、講話もしくは未然対策のそういう会合とかを開くというお考えはどうでしょうか。

議長(堀 満弥君) 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長(高橋 務君) お答えをいたします。

民生児童委員の皆様につきましては、2カ月に1回ほど定期的な会合、研修等を行っております。そういうところでこれまでも情報交換はしてきたわけでございますけれども、今ご提案ありました件には大変有意義だというふうにも思っております。ぜひ今後推進をしてみたいというふうにも思っております。

議長(堀 満弥君) 2番、松永裕美議員。

2番(松永裕美君) ぜひよろしく願いいたします。

これからはやはり人手不足、人材不足の当町になっていきますので、とにかく連携が大事ではないかなと思います。本当に我々議会人も一生懸命みんなで働いていますし、行政の方も一生懸命働いているのですが、なかなかとにかく日々の業務もしくは人手が足りないというところが一番のネックかと思ひまして、やはり昔から餅は餅屋と申します。酒田警察ちょっと敷居が高かったので、行くのに勇気が要ったのですが、当たり前ですけども、本当にプロでございます。きっちりと物事を判断して、的確なアドバイスをしてくださいました。

なおかつ私は思うのですけれども、相談が来るのを待つのではなく、今までは結構相談が来てから動くということが多かったと思うのですが、民生委員の方もそうですが、学校の紹介とか、あと例えばこういうことあるのだけれどもと話を聞いたときに、対象家庭をすくい上げて家庭まで訪ねるというアウトリーチ型をこれからはぜひ推進していく時代に来ているのではないかな。もちろん人が足りなかつたり、1件1件やっていたら切りがないということもあるのですが、当町のよさというのはやはり機動力があるということだと思います。車に乗ってどこかそこに行くとしても15キロ、15キロの町ですので、とにかく情報を集めて。ただ、誤った情報は人を傷つけます。私も経験があるのですが、全然違う情報で私も迷惑を

受けたことがございまして、やはりそういう情報ではなく、正しい情報をいかに集めるか、また個人情報 をきっちりと守るか、難しいのですが、これからはぜひアウトリーチ型ということも考えていただければ と思います。町長、いかがでしょうか。

議 長（堀 満弥君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 今それぞれ民生委員の皆さんとか、区長さんとか、本当に大きな力をいただい ておりますので。町はコンパクトな町ですから、思い出してみると2年ぐらい前、遊佐町の出戸地区で、隣 のうちがどうもどこへ行ったかわからないと、何とかしてほしいという区長さんからの要請がありまして、 交番の警察官と民生委員も一緒にお邪魔してもらいました。そうしたら、不幸にも亡くなっていたのが第 一発見者が遊佐の交番の交番署長さんというときがありました。これ民間の人が第一発見者になってしま うと、大分質問等が、事情を聞かれるということもありましたので、やっぱり山形県の警察の力をおかり しながら一緒に行動するというのは、本当に大変なときにはそういうふうにやっぱり外に伺うということ 自体は非常に大切なことだとは思っていますが、実際やっぱり地域の皆さんの民生委員とか人権擁護委員、 保護司とかいろんな方いらっしゃいます。それぞれの組織でそれぞれの努力している会ありますので、そ れら等も一緒に行かないと、行政だけで一人であとみんな動いてしまったという形では、なかなか地域の 皆さん、何で私たちがそのポジションでそのぐらいの努力をやっているのにならぬように、 やっぱり連携を密にしていくということが基本なのかなと、このように思っています。

議 長（堀 満弥君） 2番、松永裕美議員。

2 番（松永裕美君） 理解いたしました。

やはり例えば今回の、皆さんもご存じの、5歳の女の子が目黒区で、もう20キロある体重が12キロまで 痩せて、そして1日1食しか与えられず、アパートに軟禁状態にされて、ネグレクト状態で見つかるとい う悲しい事件も、私がこのことを議題にしようと思った次の日に事件が報道されて、本当にどの母親の方 も皆さん胸が張り裂けそうな事件だったと思うのですけれども、これでもやはり2つの児童相談所が対 応にかかわっていたのですけれども、両者の言い分は食い違いを見せていると新聞社のほうで、香川県は 緊急性が高い事案として引き継いだけれども、東京都のほうではそんな引き継ぎはなかったと。私は思う のですけれども、やはり今町長がおっしゃったように、いろんな当町の仕組みがあり、当町できめ細かい 対応ができており、そして職員の方のこういうきっちりとした対応をしていけば、こういう悲しいことは 防げていたのではないかとと思いますが、ただ1つ言いたいのは、児童相談所もとてもパンクしていると思 います。そして、私もそうなのですが、完璧にやったつमोरの仕事でも、やはりどこか抜けていたりと かすることもございまして、いろんな方向から、これ大丈夫、ここどうだった、いやいや、ここちよっ ところだったとか、やはりそういうガラス張りの関係性を築いていければ、なおこの町はいま一層よくな るのではないかなというふうに思っております。

そして、あと教育長のほうに1つだけご質問なのですけれども、小学校で朝食を提供するという事例も 最近出てきております。全国でも珍しいのですが、学校で朝御飯プロジェクトということで、子育てを終 えた地域の主婦の協力で、無料で朝食を提供するという動きになっているようです。私は、何でもかんでも そういうふうに行行政がとか、何でもかんでもという考えにはなかなかしっくりこないというか、ちょ っと思うところあるのですが、教育長としまして、全国的にそういう動きが出ていることに……珍しい

例なのですけれども、やはり朝御飯を大事に食べるということで、そういう動きがもしあった場合は、教育長のほうとしても朝食も学校のほうでとかいう考えもございませうでしょうか、意見だけお聞かせください。

議長（堀 満弥君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 先ほど、まず大人食堂というのが本町にあるというのを私初耳だったものですから、後でこっそりどこにどういう形であるのか教えていただきたいと思えます。

もちろん大人に限らず、子供だってそういう立場の子供が全くいないとは限らないわけで、多分気づいていない場合もあるのだと思えますけれども、本町ではとにかく朝早起き、朝御飯、躍動、早寝ということで、朝御飯をしっかりと食べようと、これは子供だけでなく、大人もそうですけれども、一日をスタートしようということでは看板掲げたり広報等でアピールしているところでございます。

そして、小学生、中学生には全国学力テスト等の学習状況調査でも朝御飯、きょうは食べてきましたかという調査項目もあります。そして、100%食べて、元気で学校で地域で頑張っているよという子供さんであればいいのですけれども、100%はいかないのです。これは遊佐だけではないです。遊佐町はパーセンテージとしては全国、県でもいいほうだと思います。それも、でも年度でも違います。もちろん中学校になれば、朝寝坊して、親が準備しても食べていかないというケースも当然入っているわけですが、そんなことで、子供たちが朝御飯をしっかりと食べて1日頑張るといことは大変生活リズム、生活習慣の基本として大事なことだと思いますので、親御さんがつくってあげなくて食べられないのだという子供の状況があるのかどうか、その辺あたりも学校あたりでも注意深く観察していただいていると思えますけれども、今のところそういう情報は入ってきていません。ただ、今ご提案いただきましたので、学校でもぜひそういう子供たちの状況があるのかないのか、それはまさに虐待につながっていく可能性があるわけです。そういうケースが耳に入った場合、察知した場合は民生児童委員と役場の福祉等と連携しながら、子ども食堂のことも含めてですが、まだ今のところ子ども食堂というところまでは押し迫った必要感を持っておりませんが、そういう状況があった場合は考えられる一つの仕組みかなとは理解しております。

以上です。

議長（堀 満弥君） 2番、松永裕美議員。

2番（松永裕美君） やはり私は議論が大事だと思います。こういうこともあるよね、こういう案もあるよねと、やはり忌憚なき意見を町民の方たちからいただき、それをきっちりと議論し、精査して、実行して成果を上げていくという形に進んでいければと思っておりますので、またいろんな情報がありましたら共有していきたいと思っております。

さて、高齢の方の運転免許返納の件、あと高齢の方の自動車事故の件なのですが、ここで一つ私が声を大にして言いたかったことがございます。今やはりマスコミのほうでは高齢者の事故がという題目でテレビもしくはニュースをにぎわすことがございますが、これもまた酒田警察さんのほうで調べてきた結果なのですが、やはり分母が高齢の方が多いものですから、どうしても分母が多いということは事故比率も多くなるのですが、決して高齢の方たちだけが事故を起こしているわけではないという事実をつかみました。要は私たち50代層もそうですし、50代の方は夢の大型自動二輪のバイクの免許での事故とかも、やはり子育てが終わって、ちょっともう一回青春をといった方が、昔は運動神経よかったですけれどもみたいな、

そういう事例もあるそうで、やはりなぜか風潮が高齢の方がというような言い方が私はちょっと違和感があると日々感じております。なぜならば、89歳ぐらいの方でも五月の田んぼ、もう本当に筋肉隆々で、しっかりとした足取りで、全然もう本当にこの方は一体幾つなのだと後ろ姿を見ると、そういう方たちにとってははけしからんという話だと思いますし、個人差があると思いますし。ならば高齢化の免許返納がどうか、そういう返納率悪いではないかとかいう議論よりは、ならばどのようにしてやはり事故を防いでいこうかというほうが建設的な意見交換だと思ひまして、当町で長年やっておられる施策というか、第1次交通戦争と言われたころがあったときに、山形県のほうで昭和60年から県の補助で、名目が交通安全専門指導員という方を置くようにという、そしてまた各保育園ではかもしかクラブといって、カモシカはとても母性本能が強く、子供たちにも交通安全のルールを守ろうということで、そういう取り組みをきっちりとしてきているという報告もございました。当町でも今2代目の方なのですが、前職の方も29年間きっちりと務めていただき、やっぱりこの交通安全専門指導員の方の力も大きいのではないかと私は思っております。

そして、今回なぜそのステッカーにこだわったのかと申しますと、酒田のほうで走ったときに、おじいちゃんが乗っていますというステッカーをつけて走っているおじいちゃまがいらっしゃって、これ売っているのかなと思って調べたら、やっぱり売ってしまっていて、やはりそういうちょっとしたマークなのですが、注意しなくてはと思った自分がありました。ならば、当町でも……前回の議会でも言ったのですが、高齢者という名前だと、ちょっとネガティブな感じになってきつつあるので、何かゴールド世代で金色の鳥海山大物忌神社でおはらいしてもらってみたいない感じでもいいのですが、それはおいておきまして、そういうマーク的なものというのは高額でつくらなくてもいいのです。何か大きな看板とか大きな表札とか大変コストがかかりますが、ちょっとしたシールとかならば、やってみてちょっと不発だったら、ちょっと言い方悪いのですけれども、後戻りできるのかなとも思いました。しかし、これもまた議論の中で意味のないものはやっぱりやってはいけないので、却下してもらっても結構なのですが、こういう考えもあるよということをまずこれ1つと。

あと、もう一つがデマンド。デマンドタクシーは、先ほど町長が答弁でお答えくださったように、自分で乗りおりができないと、もう予約できないのだそうです。とてもいいシステムで、皆さんから愛されているデマンドなのですが、果たして24枚交付されるというタクシー券で賄えますか、免許がない生活をといるところにちょっと私は今コミットしようと思っているのですが、デマンドから急にデマンド断られてしまう方たちがいるとしましたら、その方たちに対して、例えば町内を走る、タクシー乗ったとき町内どこ行ってもそんなに、酒田行くわけではないので、何千円もしないと思うので、上限1,000円とかで助成するというような考え方もありなのかなと。ただ、これはきっちり試算を出して、健康福祉課長のほうで一生懸命悩んでもらって、これから考えなければいけないことだと思うのですが、ただいまきちんと提案されています年間24枚、65歳以上の方の町の福祉事業として1年間24枚というものはこのままにしておいて、そういうちょっとやはりデマンドから乗れなくなってしまうという方たちのすくい上げも大事なかなと思ひました。

なお、ただ行政のほうにお願いということだけではなく、佐賀県の大和町では町民の方たちがやはり簡易送迎サービスを立ち上げて、年会費と入会金を町民の方からいただいて、資金繰りはふるさと納税から

補助を受けて運営しているという実績もございます。かわかみ・絆の会と申しまして、これは余力のある65歳以上の方たちがボランティアで動いて、困っている町民の方たちを乗せて歩くというシステムです。ただ、これに対しても行政からこうなさいと言ってもなかなか物事は進まないのです、本当に今は町民の方の気持ちと我々議会人と行政の方が三位一体で困っていることを解決していく時代だと思っております、なおこれから何かの折には参考事例としてぜひ佐賀県の大和町の話もお酌み取りいただければと思います。

そして、もう一つが、参考事例で申しわけございません。和歌山県の九度山町という町があります。4,167人ほどの小さな町なのですが、こちらはやはり先ほど町長の答弁でおっしゃったように、要は行政で特別なマークはつくれないということだったので、こちらの町のほうでは自動車高齢者マークの普及、配付を全面的にやりますということで、努力義務のそのマークを今度50枚危機管理課で配るということもやり出しました。そういうことだったら当町もできるかなと思っております。

昭和48年、全国の交通安全運動の標語で総理大臣賞をいただいた賞が皆様のお耳にも残っていると思うのですが、「せまい日本そんなに急いでどこへ行く」という文言がございます。やはり言葉というものをうまく活用して、言葉でお互いが啓蒙したり支え合っていく時代がこれからは来ているのではないかなと思います。私の持論ばかりで申しわけございませんでしたが、答弁のほうよろしくお願いいたします。

議長（堀 満弥君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えをいたします。

壇上での第1問目から松永議員からはさまざまなアイデア、ご提案をいただきました。その壇上では、高齢者の交通事故防止対策啓発ステッカーの作成、導入につきまして、例えばと前置きをされながら、安協さんなり、あるいは少年議会、あるいは地域おこし協力隊を公安の主体に置いてというふうなことで、またその財源についてはふるさと納税を活用してと、さらに付加価値をつけて神社でおはらいをしてというふうなことまで、非常にアイデアに富んだ松永議員らしいご提案をいただいたものと感謝申し上げます。2問目のご質問も含めて一言で申し上げれば、非常に簡単な言い方をすると、みんなで考えていきましょうというふうな気持ちで今おるところでございます。

2問目で若干議員が触れられました分母が多いという高齢者ドライバーの関係でございますが、ちょっと数字を、データを紹介させていただきたいと思いますが、これは県警から私どもいただいた資料でございます。昨年の12月現在のデータでございますが、免許保有者数が遊佐町は9,997人のうち、先ほど町長からご答弁いただきましたとおり、65歳以上のドライバーが3,386名、その率は33.9%であります。この数字の意味するものなのですが、全県見ますと遊佐町が2番目に高いのです。西川町が一番高く34.6%であります。大体推察つくかと思いますが、山形市等中核都市的な大きな市が低いという状況、町村がそのかわり高いという状況であります。これは、それぞれの自治体の高齢化率だとか公共交通機関の充足度がどうであるかといったところが反映された数字ではないかというふうに推測するところであります。まず1点このご紹介をさせていただきたいと思っております。

最後に、松永議員、交通安全標語の紹介をされておりました。言葉での支え合いというふうな訴えでございます。このご質問、一般質問をいただく前に、某新聞にこんな標語が掲載されておりました。免許証、免許証、返納する免許証、免許証……すみません、忘れまして。

(「大体でいい、大体で。ニュアンスだけ」の声あり)

総務課長(池田与四也君) しばらくお話しさせていただきますので、思い出したいと思います。

私も同感であります。その川柳を読んだときに、これだなと、なるほどだなというふうに思ったのです。つまり元気な高齢者、ゴールドもいるというふうなお話、全くそのとおりであります。やはり身体機能の衰えというものは、年齢とともに、これは避けがたいものでございます。やっぱりその自覚、自分の体が衰えてきたなというふうに、これが限界だなと、その自覚を持ったときには、あるいはそういった家族からの促しがあったとき、やっぱり大きな事故に巻き込まれないうちに、免許証の自主返納をするというのがこの制度の事業の趣旨でございまして、話を戻しますが、ステッカーの考案、それは配付をしてというふうなことももちろん一案だとは思いますが、そのことにとられることなく、もう少し広く考えて、例えばこの川柳、すみません、中身も紹介しないで。高齢者みずからそういった川柳について考え、そして作品化して、ステッカー、ポスター等に仕立てて、自分たちの自己啓発を促していくという取り組みも非常に有効かなと、言葉で訴えていくということがまた一つかなというふうに思います。みんなでこういったところをまず、どんな取り組みが一番効果たらしめるか、みんなして考えていければなというふうに思っております。

川柳は最後まで思いつきませんでした。失礼しました。

議長(堀 満弥君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) すみません、思い出しました。

免許証返納する日が……免許証……最後は「我が身知る」です。「免許証返納する日を我が身知る」、こんな感じでした。失礼しました。

議長(堀 満弥君) 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長(高橋 務君) お一人でタクシーあるいはデマンドタクシー乗車できないことについての対応についてのございました。遊佐町でも介護タクシーが2社ございます。第一タクシーさん、それから美助人さんという個人の事業者でありますけれども、こういった2社で対応しているところがございます。ぜひこの2社につきましてもタクシー券使えますので、有効に活用していただければというふうに思っているところがございます。

議長(堀 満弥君) 2番、松永裕美議員。

2番(松永裕美君) 私の発言で何かが大きく変わるとは思っておりません。しかし、薄皮を剥がすように地道な努力がよい町をつくっていくのではないかと思います、日々仕事をしております。

厚生労働省のほうに平成29年度成立した地域包括ケアシステム強化のための介護保険法などの資料をとりに行ってきました。実際いただいてきたものの中を読み込んでみますと、この中で膨大な資料を説明するのも時間もございませぬので、一言だけこの中で、国が何を言いたいのか、これからの町づくりをどうやってやっていけばいいのかというヒントを私は見つけました。我が事のように。我が事、この言葉です。我が事のように考える。全ては私はそうだと思っております。例えば今健康福祉課長も、松永さんそうですね、そこ大変なのですね、そこにこうしてこうしてこうやって、タクシー券ふやしたり、こうしてできたらいいですねと答弁したい気持ちはやまやまだと私は勝手に思っているのですが、やはりできるけれどもできないのか。

例えば先ほど町長がきっちりと教えてくださったことがございまして、町にはたくさんの役職の方がいて、その役職の方たちがボランティアなどで一生懸命働いてくださっている、そういう方たちと連携していかなくてはならぬ、そういうことを私はきょう学びましたし、我が事のように思えるかが一番のこれから当町がやっていかなくてはならないことだと思います。例えば「何とかさん、何だ、〇〇だったんどや」という、そういう曖昧な情報を流さず、自分の目を見たことを人にきっちりと伝えるようなことをしていけば、うわさに翻弄されないようないい町になっていくのかなと思っております。要は福祉もそうなのですけれども、結局弱い人たちが声も出さずにいる。今回の児童虐待を第一弾に持ってきたのは、4歳、5歳の子がやはり言えないのです、何も。そう思ったときに、我々大人が何ができるかということだと思います。そして、我が事のように思いながら日々対応していけば、何かしら方法がこれからは見つかるのかなと、そういう時代に来ているのかなと思います。

最後に、新聞の報道による虐待されて亡くなってしまった女の子の5歳の子が書いた反省文を読んで終わりにしたいと思います。捜査一課によると、毎日早朝一人で起きて平仮名の書き取りをするように言われていた。死亡する10日ほど前の2月20日ごろまで続いていたという作文の内容がございまして。「もうママとパパにいわれなくても しっかりじぶんから きょうよりか あしたはもっともっと できるようにするから もうおねがい ゆるして ゆるしてください おねがいますほんとうにもう おなじことはしません ゆるして きのうまでぜんぜんできてなかったこと これまでまいにちやってきたことを なおします これまでどんだけあほみたいにあそんだか あそぶってあほみたいだからやめる もうぜったいぜったい やらないからね ぜったい やくそくします」

異例のこの反省文の原本を警視庁のほうでは新聞のほうに明かしたそうです。やはりさまざまな深刻な問題が、もう当町だけでなく、全国で起きているのです。ただ、私たちはやはり恵まれた環境のもと、本当に豊かな町で暮らさせていただいているなと思います。子供たちも当町の施策によって伸び伸びと生き生きと、私が読み聞かせに行っている学校でも、とてもみんな明るく過ごしていますので、私はとても安心しておりますが、しかしやはり予防と対策は戦略的に、油断許さずとっていかなくてはと思っておりますので、ぜひこれからもこのように活発な議論ができる議会であってほしいと思います。

これで私の一般質問は終わらせていただきます。

議長（堀 満弥君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） 3度目の正直になります。「免許証返すときだと我が身知る」。大変失礼しました。

議長（堀 満弥君） これにて2番、松永裕美議員の一般質問を終わります。

3番、菅原和幸議員。

3番（菅原和幸君） 通告しました2つの項目について質問をいたします。

最初に、森林経営管理法の施行にあわせた対応について伺います。本町は、平成25年4月1日から平成35年3月31日を期間とする遊佐町森林整備計画を策定しております。策定に当たっては、山形県が地域森林計画を策定する年度に合わせ、各市町村も計画を策定するとされており、適切な森林整備を推進することを目的としております。森林所有者に変更があった場合、市町村への届け出が平成24年4月1日から義務化されたほか、平成28年5月の森林法改正では市町村が森林の土地所有者や隣地境界に関する情報を整

備公表する林地台帳制度が創設されました。本年5月末には森林の荒廃を防ぐ観点で市町村に経営管理権を付与、仲介役を担わせる内容を含みます森林経営管理法が成立、国は平成31年度から(仮称)森林環境税の先行的措置として、森林のある自治体へ整備関連予算を配分するとの方針を示しているなど、森林行政に関する動きが活発となっています。

県は平成28年12月にやまがた森林ノミクス推進条例を制定しましたが、条例の目的は林業及び木材産業の振興、森林の保全、雇用創出、地域の活性化を図るとしてしています。切ったら植えるを合い言葉に、県民総参加で再造林を進め、33%ほどにとどまっている本県の再造林率について100%を目指す、本年度には再造林の低コスト化について県内で実証モデル地区を設置しております。具体的な動きとしては、平成29年度での再造林に関する公費負担は、国庫補助にやまがた緑環境税の助成を加え、さらに県費単独補助として20%をかさ上げし、100%としました。しかし、昨年11月末に山形県森林組合連合会を初めとする団体と企業が、資金を供給するための県森林再生基金の創設とその運用を担う山形県再造林推進機構を設立、本年度から助成費の10%相当をその基金から交付をすると、そのようにしております。

本町の平成30年度予算に見る林業費は約3,700万円であり、その75%ほどが松くい虫防除対策、森林所有者情報活用システムの整備を含む委託料となっています。ハード面では、実施区域からの寄附を含めた財源で林道改良工事を実施しております。遊佐町工エネルギー基本計画によれば、本町の民有林は総面積の約27%であり、その67%が針葉樹とされます。年齢別の蓄積量は、植林後46年から65年の木が多いとされており、林業の現場では、本町を受益とする森林組合等が森林所有者と林業施業委託契約を結び、間伐を含む伐採、造林、保育などが行われています。

県内の森林事情に精通する方に遊佐町の森林についてお聞きしたところ、雪害等も少なく、気候の関連が成長も早く、良質の木材が生産されていると評価されておりました。また、平成29年から実施しております国土調査事業も92.7%(平成23年時点)の状況にあり、特に林地については85%ほどの進捗率になっていると、まして今年度まで整備中の森林所有者情報活用システムなどによって境界確定が比較的やりやすいということで、遊佐町を高く評価されておりました。

森林経営管理法の施行のほか、東日本大震災復興の財源として課税終了時期に合わせまして、新たに森林環境譲与税が創設される検討も国のほうではやられております。森林は緑のダムとして水源涵養機能を持っており、町民もその認識をしていると理解します。産業としての林業振興や荒廃につながる林地開発等について、行政側と各山林組合等が連携し、施業計画の策定や事業実施等を推進するため、農業の振興と同じように、仮称ではありますが、林業振興協議会の設置も必要ではと考えるところでございます。森林行政の新たな動きにどのように対応されるか所見を伺います。

次に、公文書のデジタル化の現状について伺います。本町の公文書は、処務規則により取り扱いされており、公開条例に基づく公開は、原本をデジタル化し、ホームページ上で開示されています。議会ホームページにも一般質問の通告書がそのまま公開されていますが、それを見た町民の方から直接質問の内容を問われることもございます。公文書のデジタル化は、情報化社会の現代ではごく普通に受けとめられていると理解をしています。以前は役場の書類は縦長のキャビネット内に簿冊で管理されていましたが、私の推測で約20年前にボックスファイリングシステムに変更されたようで、あわせて文書管理システム推進委員会規程が設定されたと理解をしております。その規程の2条を見ますと、文書を必要に応じてすぐに検

索、活用できるよう整理、保管、保存の検討をすると、そのようにされているようです。新庁舎建設の計画に当たっても、デジタル化について職員から聞き取りがされているようですが、その文書管理システム推進委員会での検討状況並びに議会基本条例にあります第7条及び8条に規定します説明資料について、紙ベースのほか、デジタル化された状態での提示の可能性について伺います。

以上、壇上からの質問とし、後は自席から質問いたします。

議長（堀 満弥君） 3番、菅原和幸議員への答弁を保留し、午後1時まで休憩いたします。
（午前11時48分）

休 憩

議長（堀 満弥君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。
（午後1時）

議長（堀 満弥君） 3番、菅原和幸議員への答弁を保留しておりましたので、町長より答弁を願います。

時田町長。

町長（時田博機君） 3番、菅原和幸議員への答弁、お昼を挟んで大変恐縮ですが、森林経営管理法の施行にあわせた対応ということと、公文書のデジタル化についての大きな問題でありましたので、答弁をさせていただきます。

議員のご質問にもありましたとおり、森林経営管理法は本年5月に成立しており、来年4月の施行が予定されているところであります。森林経営管理法の概要につきましては、林業の成長化と森林資源の適切な管理の両立を図るためには、市町村を介して林業経営の意欲の低い小規模な森林所有者の経営を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積、集約化を図るとともに、経営が困難な森林については市町村みずから経営管理を行う仕組みを構築するものとされております。

基本方針としては3点ほどありますが、1点目としては、森林所有者に適切な経営管理を促すため、経営管理の責務を明確化する。第2点目として、森林所有者みずからが経営管理を実行できない場合に、市町村が経営管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に再委託する。第3点目としては、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては市町村が経営管理を行うといった内容になっております。

戦後造林された人工林の約半数が主伐期を迎えている中で、これまでも森林組合等が作成した森林経営計画に基づき、一体的なまとまりのある森林を対象として森林整備事業が実施されてきておりますが、この法律の施行により、経営管理ができない、境界がわからない、また所有者が不明などの理由による未整備森林が縮小するのではないかと期待をしているところであります。現在本町に主伐を主体とする林業経営者がいないこともあり、森林組合等との連携につきましては主に林道整備事業を実施している状況でありますので、現段階では林業振興協議会の設置についてはなかなか難しいというふうと考えております。今後森林整備状況及び所有者状況等を共有しながら、森林整備の促進に向け、引き続き連携を深めてまいりたいと考えております。

続いて、公文書のデジタル化の現状についてという質問でありました。我が町の公文書につきましては、遊佐町処務規程に一般的な取り扱いについて定められているところであります。また、その公開と周知の取り扱いにつきましては関係法令や町の例規集等に基づくものであり、必要に応じて文書のデジタル化を図り、町のホームページ等に掲載している状況にあります。お尋ねにありました公文書のデジタル化に関する文書管理システム推進委員会での検討状況についてであります。委員会の所管事務がファイリングシステムを用いた文書の整理、保管、保存に関することであることから、委員会での検討は現在のところ行われておりません。また、新庁舎建設計画に係る内部協議では、新庁舎の各課の文書の保管方法とともに、文書のデジタル化について効率化についても言及されておりますので、新庁舎建設を契機として各課の業務の状況に応じて今後検討がなされていくものと考えております。

次に、遊佐町議会基本条例に規定する議会に対する説明資料のデジタルデータでの提示の可能性についてであります。社会のICT化の進展とともに今後公文書のデジタル化が進み、文字情報に限らず、音声、画像及び動画に係る情報全般において、その作成から記録、保存、保管の形態がアナログからデジタルデータに変容していくものと想定をされております。議会に対する説明資料の提供に関しては、現段階では作成の過程の一部を手作業で行っているため、その全てを今すぐデジタル化することは困難ではあります。今後社会の変遷とニーズに照らし、費用対効果も勘案しながら検討していくこととなります。ただし、デジタルデータによる提供が可能となった場合でも、紙による資料提供は継続されるものと想定されるため、資料作成の工程はこれまでよりも量がふえることも予想されます。その課題も含めて、デジタルデータの資料提供の可能性について、議会の皆様からの意見を踏まえて今後検証を進めてまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

議長（堀 満弥君） 3番、菅原和幸議員。

3番（菅原和幸君） それでは、自席のほうから質問させていただきます。

壇上でも述べましたが、森林整備計画は県が地域森林計画を策定するという時期に合わせてやったわけですが、ほぼ同時期に遊佐町のエネルギー基本計画が平成26年3月に地域生活課所管のほうで策定されているようです。それにも森林資源に関する記載がありましたもので、今回質問の一つの根拠とさせていただきました。ちょっと蛇足ですが、エネルギー基本策定検討委員会というものを組織されまして、委員長が東北芸工大の三浦教授でありまして、ずっと追っていましたら、現在庄内総合支庁長の沼澤支庁長も当時エネルギー政策推進課長ということにつながっていると、ちょっと余計なことを言いましたが、そんな状況でございます。

それで、最初に自席からの質問の1点目ですが、産業課長のほうにお尋ねしますが、この遊佐町森林整備計画の策定に当たって、今言ったエネルギー基本計画では委員会を立ち上げて検討されたのかという点が1点目の質問でございます。

あと、2つ目として、これに関する遊佐のホームページを見ますと、計画は5年ごとに立て、10年を1期の計画とすると、そのような記載もありましたが、現在6年ほど経過しているわけですが、中間での検証等を行う予定があるのか、最初に質問させていただきます。

議長（堀 満弥君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

1番目の森林整備計画の計画策定に当たっての検討状況の概要ということでございましたけれども、遊佐町の森林整備計画を作成するに当たっては、林業業者等が策定する森林経営計画などを資料にしまして、これから森林のあるべき姿を国、県、町が協議検討した上で策定しているということでございます。ご質問にありました委員会組織の立ち上げについては行ってはおりませんが、策定に当たり森林法に基づいた森林及び林業に精通した学識経験者、学識経験を有する方の意見を聴取して策定しているという状況でございます。計画の作成案の段階においても、1カ月間公告を行って意見聴取の場を設けて策定をしているという状況でございます。

2点目でございますけれども、ご質問にありましたとおり、5年ごとに立てる10年を1期の計画として、現在5年が経過して6年目に突入しております。定時での中間での検証というものは義務づけられておりませんので、行ってはおりませんが、区域の変更等がこの計画期間中に必ず起こりますので、ちなみに平成25年度に策定したものについては5年間の間に3回の計画の一部変更を行っているという状況でございます。

以上です。

議長（堀 満弥君） 3番、菅原和幸議員。

3番（菅原和幸君） 委員会的な立ち上げはなかったということでの説明でございましたが、この森林整備計画につきましては、最後の段階でもう一度触れさせていただきます。

それで、壇上で申し上げました森林経営管理法につきましては、私のいろいろな資料からいきますと、29年11月に林野庁のほうで方向が示されてから約半年くらいの間で立法化されたというか、法案が成立した状況にあるようです。それで、来年の4月1日からこの法に基づくいろいろな施行がされると、そのような状況であります。この森林経営管理法の狙いとしては3つほどありまして、先ほど町長の答弁にもあったようですが、国土の約3分の2が今森林と言われる我が国日本ですが、その林業を成長産業とするというのが1点目、それからもう一つはやはり昨年7月九州のほうで大雨あって、九州の北部豪雨災害といいますが、その段階でいろいろ報道の映像を見ますと、もう立ち木が怒濤のように流れてきて、それが逆に言えば流木が被害を拡大させたというような映像を見たところであります。実は、一昨年、私の所属する委員会では奈良県の十津川村のほうにも視察に行った経過がありますが、それも非常に大きな自然災害の状況でありましたので、2つ目としてはやはり森林を管理することは防災上にも一つ影響があるのかなと、そのように考えます。あともう一つは、環境保全といいますが、水源涵養的な機能は当然森林にはあると思いますので、それらがこの法案の狙いになるのかなと、そのように思います。

それで、ちょっと私の質問に入る前に、前提としては1つ目は、町として今の遊佐の森林状況を適切に把握しておく必要があるのかなというのが1つ目の私の言いたい提言であります。基本的に森林経営管理法を見ますと、責任はあくまでも所有者にあると、そういうのが第3条のほうに明記されているようですが、それを責任を持って完全な状態にしておかなければならないという状況はあります。市町村は、それをいろいろな法的に基づく措置を講ずるように努めるという努力条項というのですか、そのような状況でありまして、基本的には町にやりなさいとか、そういう強制的なものはこの条文にはないようでした。ただ、市町村は、もしこの条項でやる場合に、経営管理権集積計画というものを定めなければならないとい

う条項があるようですので、先ほど申し上げましたとおり、ある程度町のほうとしては森林の状況を適時に把握する必要があるのかなということでございます。それで、何度も同じことを言いますが、1つ目としては、森林の状況を適時に適切に把握できる体制の整備が必要なのかなと、そういうことでございます。それで、森林環境税等につきましてはこれからの内容でございますので、先日産業課長とも話したら、具体的なものはまだないということですので、この場での質問は控えさせていただきたいと思います。これが国の政策になるわけですが。

続きまして、県の事業に関連しますものを申し上げますと、森林行政につきましては川上、川中、川下と、そういうものでよく分類され、表現されることがあります。先ほど言った森林経営管理法についてはあくまでも川上というような山のことを中心に考えているようでございます。当然施策をいろいろやっても、整備しても、木が消費されなければ、それは効果は見えないわけですが、ちょっと簡単に若干触れさせてもらいますと、今遊佐では庁舎の建設計画がありまして、いろいろな検討の中で木材を使用した庁舎の建設ということであるようです。それで、平成22年の年に公共建築物等木材利用促進法というのができて、それを受けて24年8月に遊佐町の公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針というのが制度化、前質問しましたら、町長からこれをいただいた記憶もありましたが、この間の何カ月前の県の質疑を新聞で見ますと、公共建築物の木造化の割合は全国平均で26.4%だそうです、山形県は、その新聞が正しいかわかりませんが、57.2%で全国1位だと、これはある議員が質問したのに対して担当の部局で回答しているものをちょっと引用させていただきました。ちょっとこの件につきましては、明日関連する議案の質問もあるようですので、私はここで控えさせていただきたいと思います。

それで、先ほど言ったやまがた森林ノミクスの推進条例、これが施行されてから1年半ほどになります。そんな中で中身を見ますと、川上では林内の路網整備というのですが、道路整備というか作業道の整備、それから川中では遊佐とか近辺の製材工場のJAS化といいますか、そういうものを2つ目として県は挙げているようです。3つ目が、新築する場合のA材、A、B、C、Dまでありますが、このA材の利用促進と、そういうものをこの条例の中では明確にバランスのとれたような計画をつくっているようです。そんな中で、実はいろいろ調べてきました。県の生産材の需要状況を見ますと、1つは建築用の集成材、これは何か調べてみると、A、B、C、DのB材が中心になっているようで、A材というのは俗に言う無垢材というのですが、最高級のレベルだそうです、あとは2つ目として木質バイオマス発電の燃料と表記されているのがいろいろ調べますと出てきました。これは当然CまたはD材ということになると思うのですが。

それで、実は521回のこの議会の一般質問で質問した中身でも若干触れさせていただきましたが、ちょっとその辺は了解の上で質問させていただきたいと思います。それで、実はことしの4月16日付で、町内全戸に地域生活課と産業課の連名で鳥海南バイオマスパワー発電(仮称)計画に係る自主環境影響評価方法書縦覧についてという文書が回覧になっておりました。あくまでもこれ全戸配布ですので実名で発言をさせていただきましたが、約3年後のちょうど6月、平成31年6月に稼働を目指し、評価の方法書の縦覧とか、5月9日には環境審議会が開催されたようでございます。

それで、実はちょっと鶴岡に今約2,000キロワットのバイオマス発電所があります。一度見に行ったのですが、企業秘密だということで中身は、詳細までは見せてくれなかったのですが、それは年間約4万トン

の木質チップを使っていると、そういうことでした。それで、先ほど申しあげました鳥海南バイオマスパワー発電所については、多分木質ペレットとパームヤシからですが、それを燃料にするということになると思うのですが、産業課長でよろしいかわかりませんが、この縦覧されている内容について、燃料がどのようなものを使われるか質問させていただきたいと思います。

議長（堀 満弥君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

まず、縦覧に供した内容というのは、自主環境アセスメントをどのように行うかということについて縦覧したわけでございますけれども、今燃料でのご質問でございましたので、燃料に関しては年間25万トン海外から輸入ということになってございます。鳥海南バイオマス発電所の敷地の中に4万トンを格納できる燃料用の備蓄倉庫を建設する予定でございますけれども、約1カ月に1度2万トンが北港の岸壁に貨物船で接岸しますので、ダンプ輸送して倉庫に入れるというような形で今計画されておるようです。燃料の中身につきましては、北米産の木質ペレットが7割、それから主にインドネシア、マレーシア産になります。パームヤシの農産物処理をした後の残渣になりますけれども、ヤシガラということで予定をされるという内容になっております。

以上です。

議長（堀 満弥君） 3番、菅原和幸議員。

3番（菅原和幸君） やっぱり酒田北港を介しての燃料の輸入とは想定はしてはしておりましたが、実はちょっときのう課長にも資料渡しましたが、先日鶴岡である会議があって、私、町長も出席されておりますが、酒田河川国道事務所の赤城所長さんの講話を聞いたときの資料を見ますと、今そこにもう一社、サミットパワーですが、そこで5万キロワットの発電所を間もなく稼働ということでやっているようですが、燃料は木質チップを国道47号を利用して運んでくるという話になって、海からではないのかなと、そんな感じで見たところです。まさか仙台港から延々と道路を運んでくる、そんなことはしないと思いますので、やはり県内または隣県の林業の資源から供給される計画なのかなと、そのように思います。

それで、何でこんなことといいますと、実は前も若干触れたかもしれませんが、山形県約120万キロワットの電力を要するそうで、その5割以上が酒田共同火力発電で賄っていると。これがプラスになっていけば、またその割合はふえると思うのですが、実は昭和48年の年に住軽アルミがあそこに企業誘致されました。ちょうど私も若かりしころの高校生でありまして、そのちょうど学校の近所でそういう騒ぎがあったということで、たしか公害防止協定だかでさんざん二分したといいますか、そんなことを記憶しております。それで、実はその後住軽は撤退したわけですが、フル稼働して一定の期間たった後に、たしか重油というか石油系から石炭に燃料が変更になったということがあります。それで、今酒田港の木質バイオマス発電所がいろいろ出ている背景には、国の経産省もいろいろな見直し手続があって、去年の、ちょっと時期は忘れましたが一定の時期までやれば、そんなに詳しい資料を出さなくても、それは認可を受けられるということがあったものですから、意外と全部集中していったというふうに記憶しております。それで、あわせて売電単価も24円から21円に下がるというようなこともあって、そんな状況もあって駆け込みがあったのかなと思います。ただ、先ほど触れました東北芸工大の三浦教授のいろいろな場での聞いたこととか文章を見ますと、世界的に見ますと、今やっているものが世界、日本の、当然日本ではペレット

ですか、そのつくれる量の何倍ぐらいのものが張りついている。ですから必ず行き詰まりといいますか、そういうものが出てくるのではないかとことをよく述べておりました。ですから、今の現実的なかけ離れた発電量が認定されれば、そういう供給のほうも見直しすべき時期が来るのかなというのが東北芸工大の先生の一つの提案というか意見でありました。

それで、ここで申し上げます2つ目としては、今木質バイオマス発電、これ県の周辺でやっておりますが、将来において燃料の供給形態が外国から来なければ、当然やめるかこの辺から調達するしかないと思うものですから、燃料の供給形態も変わるということを想定しておくべきかなと、それが2つ目です。なるかならないかわかりませんが、その辺も想定すべきではないかと、そのように考える状況であります。

それで、今は県の内容についてと大体今の木材の需要について若干触れさせていただきましたが、今度町の状況に触れますと、先ほど申し上げました本来主張すべき林業協議会の設置については、町長の答弁で難しいと先ほど答弁いただきましたので、ちょっと半分がっかりしながら今質問させていただきますが、今当町で岩石採取、非常に大きな問題となっておりますが、あそこは所有者が当然事業者であって、自分の所有する土地を持って今事業をやってことはわかります。それで、先ほど壇上でも申し上げましたが、24年から届け出があったわけですが、それをとめるということは当然今のところ法律上無理です。それで、個人の財産まで行政は入っていくことできませんが、やはり今後相続とかいろいろできなくて、手放したいという方がいたとなれば、やっぱり山林の流動化といいますか、管理面も含めて不安要素が残るのかなと、そのように思います。

それで、先ほどの森林整備計画の1ページのほうに、非常に適切に現状と課題をまとめられておりました。それを読みますと、遊佐の森林は成熟度が低く、保育及び間伐が必要である。それから、2つ目が1ヘクタール未満の零細の林家といいますか、これがあると。3つ目が、山林経営に対する意欲が低下している。4つ目が林業経営費が極端に、はっきり言えばもうけがないということになると思います。それで、5つ目が後継者不足による林業生産活動の停滞。5つもまとめられておりましたが、結果としてやっぱり山林に対する管理が行き届かないというところにつながるようであります。

それで、先ほど相続と申し上げましたが、例えば都会にいた子供の方がこちら誰もいなくなると、宅地とかは価値がありますので相続しますが、山林は要りませんという方が多いそうです。ちょっと私もあるところで聞いたのです。今のところ民法では取捨選択はできないので、森林も含めて相続しなければならぬ状況にあります。ですから、逆に言えば相続したものの、あと手入れされないで手放す状況とか、そっこのほうに流れていく可能性があるのかなと、そのように考えます。

それで、最後の段階でまとめに入っていきたいと思うのですが、今先ほど壇上で申し上げましたとおり、森林経営管理法では町に対して管理権を付与するということがあります。それで、これは一つの提案ですが、例えば新たな法律ができたことによって、例えば水源涵養に影響を及ぼすとされる山林について、これはいろいろあると思います。町がその経営管理権を取得して第三者に管理してもらうというような、決して岩石採取を頭の上に置いているわけではないのですが、そういうことも将来的には可能であって、一定の制約がつけられるのかなと。はっきり言えば、森林はやっぱり成木になるまで60年以上かかりますので、一定の期間そういうことは継続するわけですので、そういう中身での話をさせていただきたい。ただ、今申し上げましたとおり長い期間になりますので、町のほうでも、というか行政サイドでも慎重にや

っぱり対応せざるを得ないと思います。容易に一朝一夕的な考えでやるということは無理だと思いますので。まして経営権利設定をする場合は、先ほど申し上げました集積計画もつくらなくてはならないという定めもあるようです。

それで、林地に関しては農業委員会のような組織がないものですから、先ほど申し上げた仮称林業振興協議会みたいな組織があってもいいのかなと。難しいと先ほど答弁いただきましたので。ただ、のべつ幕なし的にやってしまうと、やっぱり今の問題となっているようなことにつながりかねないのかなと、そのように思います。ですから、本町の林業の状況を適切に把握して、森林整備計画、先ほど委員会は開催しないと答弁いただきましたが、そういう策定の場合とか、あと経営管理権の設定等に関する事とか、あえて言えば……ぱっと見ますとこちらのほうは山のほうに向かう道路は過疎債の道路とかで今工事のところもあり、結構広いですが、私の住む北部に行きますと、例えば箕輪の周辺、升川周辺、当山周辺、非常に山へ向かう町道とかそういうものも、狭小とは言いませんが、どちらかという若干狭いのかなと。ですから、できれば町道の整備計画等もそういうこの中に意見としてまとめていただけるようなことも含めて、先ほどから何回も言いますが、林業振興的な協議会の設置を考えてみてはどうかなどは思っている提案です。

ただ、何回もちょっと長目に質問しますが、庄内支庁のほうに林業振興協議会というのがあるそうです。これは、ただ、いろいろ庄内森林組合の総務の方に聞くと、緑環境税の県の活動をしやすいするための協議会だと、そんなことでもありました。ただ、難しいのであれば、1つ提案ですが、町長が議長になっているのですが、2月ころに会議があったようですが、庄内海岸林松くい虫被害対策強化プロジェクト会議というのがあります。せめて協議会が難しければ、ああいうプロジェクト的な会議を設置してもらって、遊佐町でもう一つの範囲ですが、できれば庄内、酒田も含めて広がっていくようなものがあれば、ちょっと考えついてお話しさせていただきました。

あと、ただ、国の施策は非常にバラ色のように見えますが、ちょっと自分なりに評価すると、非常に危うい点もあるのかなと。というのは、先ほど65年くらいが伐採に適するということですが、大体今でいうとB材というのですか、それで今後黙っていれば、肥育すればA材に上がっていくわけですので、それを例えば国の政策で切ってしまうと、せっかく価値のあるものが途中で全部なくなるようなことにもなりかねないのかなと、そんな感じでおりますので、決してバラ色ではないのですが、この項の最後の質問とさせていただきますが、切ったら植えるという先ほどの森林ノミクスのことを引用させていただきましたが、当然これは開発行為には当たらない、切ったら植えるはあくまでも生産活動ですので。ただ、野放し状態では、先ほどから何度も申し上げますが、林地開発や荒廃につながると思います。そんな中で、実は町長答弁を盾にとるわけではございませんが、521回での私の質問に対して先を見通した行政を進めたいというような答弁をいただいたことがありますので、延々と述べさせていただきましたが、この項の最後に町長の所見を伺えればなと思います。

議 長（堀 満弥君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 林業というのでしょうか、林業をなりわいとする方がほぼ町内からはなくなってしまったと。それからもう一つ、製材業者も実はあと遊佐製材しか町内では行っていないという現状だと思います。それらを考えるとき、なかなか、かつては遊佐町で町の森林組合で林業全体でこのエリアをど

うしょうかということは確かに協議会的なものが必要だったのだと思います。今の状況になってしまうと、まず経営する人がいないという現状をどうやってそれを再認識、再価値のあるものにしていくかということと自体が非常に重要になってくるのかなと思います。確かに吹浦の財産区は財産区議会として持っていますからかなりの面積、それなりの国の補助金なりで間伐、林道整備は進めてきていますけれども、なかなか補助対象になるような事業者がまず現在段階では見当たらないということが一番課題だと思います。多分林地を木材を切っても、要は赤字になるものですから、県の制度、国の制度の補助制度がないと、全く赤字になるものですから、それら等になかなかチャレンジしてもらえないということが町としては一番の課題だと思っています。だけれども、開発行為等についてはやっぱり28年度の森林法の改正、そして今の森林経営管理法の改正と施行が31年度ですか、これら等ありますので、かつては胴腹滝上流部は町民のトラスト運動で何とか面積ある程度買って、乱開発から防いだという町の歴史はありますけれども、決してそれが全て涵養域を守ることにもつながってこなかったということで、これからやっぱり、法律はできたけれども、県と市町村がどうやって一体的に運用していくかということに逆に責務が大きくなるのかなという思いをしています。

先日5月の平成30年度の県政施策に対する市町村長の会議が県庁でありましたときに、新庄市の山尾市長が「今大変なんだ、最上は」と、「一番切りやすいところから物すごい勢いで木材が切られている」と。それは、最上地域はやっぱり林業に対する熱意、それからかなり面積を大規模に持っている林業家もいらっしやるわけですから。だけれども、今のスピードで、どうも集成材工場が新庄市にできた、真室川の大規模な製材所、そして庄内でも今議員おっしゃった鶴岡でのバイオマス発電、そして最上町でもやっているという状況を見ますときに、果たして木質チップを発電に使ってしまったら、あっという間にこのエリアの森林がなくなってしまうのではないかと、そんな心配をし、また切りっ放しから何年間以内という再造林等のまだ計画示していないと、その間に大雨降ったら、山崩れ、土砂崩れ等がもう多発するのではないか、特に最上地区はという山尾市長の発言もありました。

一定の森林法の改正に伴う林地の開発基準等は、やっぱり県自体が条例で定める、そして町もやっぱりそれに基づいて一緒につくるという方向にしないと、いたずらに切られました、材はいっぱい値段上がりました、景気は一時的にはよくなりましたといっても、再生産するまで40年、50年かかる木材をそのような状況で競争社会に陥ってしまったときには、ほとんどそのエリアの森林環境、水源保養が保たれない、保てない状況まで進んでいくのではないかと考えています。前回の菅原議員の質問に対して開発の保全と林地開発の基準等を定める、そのようなことを県にお願いしたいということを申しましたが、これら等は現在も県にやっぱり要望はしております。そして、やっぱり一定の基準を定めないことには、切ったら植えるというのが担保されない以上、やっぱりしっかりと、植えても育たないような植栽の仕方では、それは植林とは言えないわけですから、そういう事業者にはやっぱり許可を与えないような形をするべきではないかという提案もさせていただいております。それら等がやっぱり地域を保全する意味でいけば非常に大切なものになるのかなと考えております。

今既に京都府で府自体で林地の開発の基準を定める条例を持っています。それら等しっかり県からも実は取り寄せて勉強していただいている最中でありましてけれども、この経営管理法がいたずらに各自治体市町村に大きな負荷にならないようなことをお願いしたいと思っています。なぜならば、もうほとんど管理

能力のない、やりたくない人については町が管理しなさいよといったら、まさにどのような手だてをもってその森林を管理して、そしてそれを再生産可能な森林につなげていくかという責務は町が負わせられるという状況になりますので、それら等については県の動き、そして国の動きをしっかりとウオッチしながら、それに対応する策を進めてまいりたいと、このように思っております。

以上であります。

議長(堀 満弥君) 3番、菅原和幸議員。

3番(菅原和幸君) 最後に、私もこの法律危ういのではないかと申し上げますが、町長も何かそういう答弁されて、やはり慎重に対応することは必要なのかなと。ですから、先ほど何回も同じこと言いますが、適切に管理する場を把握できればというか、そういうものを提案したところです。

それで、答弁の中に最上町の事業ありましたが、実は私も26、27の年、いろいろあの辺回らせていただきました。そうしますと、やはり特に最上町、金山町の森林というのは適切に管理されて、当然金山については非常な名木ということで扱われているようですし、最上町については福祉関係施設の全ての電力関係というか、蒸気とかお風呂場のやつも全て木質使っていると、そんな状況もありましたので、そういうことで進めていただければなど、そのように思います。

あと、公文書については先ほど答弁いただいた中身で、何か完全な答弁いただいたものですから、何を聞けばいいのかちょっと今戸惑って、今頭の中こうなっていますが、最近ICTとかAIとかいろいろあります。それで、ちょっと準備したのを見ますと、県でもICTイノベーション創出事業というのはことしやっているようで、この間の地方紙見ますと、過疎地域1カ所をモデル的にして、タブレットを使って買い物を注文したらそのまま持ってくるというような、言っておりました。はっきり言えば、携帯電話も含めてタブレットは生活の一部に入っている状況と言っても過言ではないと思います。そんな状況で、ちょっと申しわけないのですが、教育課長のほうに、実は私の孫もタブレットを私よりうまく扱うようで、設置している中身ですが、小学校において2015年から完全にタブレット端末を利用した授業をやっているということで新聞等で見ることがありますが、小学生にタブレット端末を活用した授業の状況について、ちょっと時間もないので、手短かにひとつお願いしたいと思います。

議長(堀 満弥君) 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長(佐藤啓之君) それでは、私のほうから現在の小学校で行われているタブレット端末の授業についてお答えをさせていただきたいと思いますが、主にインターネットを使った授業の調べ物学習に活用したり、あとは学習のまとめなどの発表に利用したり、それとパソコンクラブでのローマ字入力の練習に活用しているというようなことですが、あるいはNHKで行っている動画サイトなどの教育用タブレット端末を使って学習をしているようでありますので、当町でのタブレット端末利用授業としては一定の評価ができると思っております。

議長(堀 満弥君) 3番、菅原和幸議員。

3番(菅原和幸君) 一応わざとらしく質問したので、子供から高齢者まで使えるようなタブレットが、先ほど言ったとおり社会的に普及しております。そんな中で、ちょっと先ほど壇上での質問で申し上げましたが、議会に対するいろいろな情報、説明資料、条例の中の条文にあるとおり、ほぼ今は紙ベースで配付されております。ただ、ほとんどの町のホームページとか議会も全てPDFにしまして公開されている

わけで、そういう、常態化しているという言い方悪いのですが、そんな中にありますので、できれば、これは自分の考えですが、議会の説明等に関する資料についても可能な限り紙ベースのほかにデジタルベースでの提供もあってもいいのかなと、そういうことで発言をさせていただきました。事実私も2年ほど担当させていただきましたが、議会だよりを担当させてもらった中で、委員長初め委員の方々の努力もあって非常に見やすいと、理解しやすいという評価も受けておりますので。というのは、やはりデジタルで公開しているということからそういう発言が返ってくると思うのですが。ただ、情報発信しても、見なければ、これは何もつながっていかないわけですので、関心とかそういう手段のツールがなければできないわけです。そんなことで可能な限りデジタル化での適用を、これはあくまで私個人の考えですが、お願いをしたいと、そのように考えます。

それで、最後の答弁の中で、意見を踏まえて今後は研修したいという、そこがちょっと頭に残っていますが、できれば継続してデジタル化については検討していただきたいといいますが、そのようにお願いしたいと思います。

ちょっと最後にまとめができないような状況でございましたが、以上で私の質問は終わります。

議長（堀 満弥君） これにて3番、菅原和幸議員の一般質問を終わります。

11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 私からも一般質問をさせていただきます。

まず、公園についてであります。公園とは主に公衆が休憩したり、または休んだりできる区域のことです。公共区域でも個人所有の土地でも公園と称することができます。一部例外もありますが、基本的には緑地の場合が多くあります。国が所有する区域で公園を称する場合は、必ずと言ってもいいほど土地整備が行われて、何らかの遊具や観賞物が置かれている傾向が強い。逆に、自然に近い状態を維持しながら安全性が十分保たれる最小限の整備で開放している公園もあります。個人所有の土地の場合、遊具や遊び場が設置されていないような空き地、ましてや手が入られていない土地であっても公園を名乗ることができます。つまり地主がここは公園と言って公衆に開放すれば、そこは公園となります。ただし、その公園内で何らかの事故が発生した際は、全て地主の責任となります。ちなみに、公園の大きさについては特に定義があるわけではありません。また、屋上に人工芝や自然の土などを敷き詰めて整備した場所も公園と名乗ることができます。ジョギングなどの軽スポーツを行う広場として、昨今の経済不況などでストレスまみれの社会人が気軽に訪れる場所として、またゲームなどで引きこもりがちな子供が無料で伸び伸びと遊べる唯一のスポットとして見直されつつあります。

公園が受け持つ効果として、緑が豊富であることから、アスファルトなどの地面よりも表面温度が低く、過ごしやすいこともあります。虫などの自然動物がいるので、観察もできます。立ち木などの光合成を行う植物の浄化作用で、周辺の空気がきれいになるといった作用をしているため、その存在意義は大きいのです。公園であるからには、安全安心な場所であればならないのは言うまでもありません。

西遊佐地区からの要望で、青葉台の公園用地についてガードレールの設置、危険な段差の箇所には転落防止柵の設置、遊具の設置をお願いしております。青葉台団地の子供たちは道路で遊んでいることが多いということなので、安全に遊び、またくつろげる公園は団地内に必要であると考えられます。町民協働公園づくり補助事業で、遊具の整備では補助対象経費の4分の3、上限100万円の補助制度で対応してくだ

さいとのことで、集落で対応する内容となっております。公園施設の整備では、対象経費の2分の1で上限70万円の補助金で対応してくださいとのことです。青葉台団地の公園用地の1.2メートルほどの段差は、転落すれば大けが、あるいは打ちどころが悪ければ死亡事故につながるものであって、現状のまま放置しておいてよいものではないと考えられます。

段差の問題は、公園用地の根本的な構造上の欠陥であって、単に公園施設の整備とみなすのは間違っています。役場のずさんな工事の責任を集落に押しつけるのはとんでもない見当違いであります。よって、転落防止のフェンスの工事は、役場が責任を持って全ての経費を負担して実施すべきものであり、またこれまでフェンスの工事をしてこなかったことについて、集落に謝罪すべきであります。電線が木の中を通って危険な状況になっているが、どのように解決するのですか。青葉台の公園用地については、不親切で思いやりがないが、反省すべきではありませんか。

次に、青葉台団地の閉店した八福神は今も利用方法が決まっていらないようですが、八福神のすぐ東側の通りにカーブミラーが2カ所に1枚ずつ取り付けられております。カーブミラーがない方向は、一時停止するまでほとんど見えないのが現状であります。交通安全の確保のためにカーブミラーを1枚ずつふやして、2カ所とも2枚にしてはもらえませんか。そのことが円滑な交通の流れと安全に資するものと考えます。

良好な地域環境の保全には、ごみの減量と環境美化の推進を図る必要があります。西通川の西通橋のところに〇〇産業(〇〇オート)がありまして、廃ビニールが土手にかなりの量放置されております。ビニールが放置されている場所が会社の敷地内なのか、土手の一部なのかは明確ではありませんが、いずれにしても環境が汚染されていることに変わりはありません。ビニールの上にパレットを上げて飛ばないようにしておりますが、風が強いときにはビニールが周囲に飛び散って、西通川にも入るといことです。会社のモラルが低いのはもちろん、環境美化の精神が全くないように見受けられます。見守り隊の皆さんも、ごみをためているようだとおっしゃっています。〇〇産業が放置したビニールであることはほぼ間違いのないわけなので、〇〇産業が処理するのは当然でありましようが、行政指導を含めて、ビニールの処理にどのように対応するのか、役場の対策を伺います。

以上で壇上からの質問といたします。

議長(堀 満弥君) 時田町長。

町長(時田博機君) それでは、11番、斎藤弥志夫議員に答弁をさせていただきます。

1つ目は青葉台団地の公園用地は危険だということで、町民に謝罪せよという質問も出ましたけれども、実は青葉台団地は平成7年度に団地造成がスタート、東北旭段ボール用地の砂山の砂をあそこに埋めて、平成8年度で完成したものであります。あれから22年が経過している現状なのですけれども、実は29年度末まででやっと、21年ほどかかってあの分譲地を全て分譲することができたということで、非常に町としては喜んでいるところであります。公園用地が危険という指摘ではありますが、青葉台団地の公園用地に係る安全対策については、先月開催された西遊佐地区の町政座談会において要望をいただいたため、現地確認を既に実施しております。公園への車両進入防止のためのガードレールについては、当該地区区長とも現地立ち会いを行って、設置区間を確認し、既に工事を発注したところがございます。公園内の転落防止柵に関しましてもあわせて工事を発注し、7月末までに完成する見込みとなっております。

2 つ目につきましては、政策的な一般質問の本来の趣旨に鑑み、後ほど担当課長より答弁をいたさせるものであります。そのほうがふさわしいのだと思っています。政策的に具体的にこれ政策と言えるものかどうかは皆さんから検討していただければありがたいと思います。

3 問目、西通川左岸のビニールごみについてであります。質問の場所の廃棄物と思われるビニールにつきましては、現地の状況について、これも確認をさせていただいております。所有者を含め、現在調査中でございます。事業者が排出した廃棄物であれば、事業者の責任において適正に処理しなければならないものと考えております。町といたしましては、事業者が排出する産業廃棄物については県に情報提供をし、適切に指導していただくほか、産業廃棄物以外の一般廃棄物については町に処理責任がありますので、適切に処分されるよう指導してまいります。

なお、処分するまでの所有地での一般的な仮置きにあっても、その土地の所有者、管理者として清潔を保持する責任がありますので、ご指摘のようにビニールを飛散する状況がある場合は、早期の処分または飛散防止の措置を講ずるよう指導してまいります。不法放棄への対応及び社有地での不適切な管理に対する対応については、所管の課長より答弁をいたさせます。

議 長（堀 満弥君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四世君） 2 つ目の青葉台のカーブミラーについてお答えをさせていただきます。

カーブミラーの新規設置及び修繕につきましては、本町では集落からの要望等を踏まえまして、道路の幅員と見通しの状況、車の交通量、事故発生の危険性などを確認して設置しております。ご指摘の青葉台団地の丁字路にあるカーブミラー2基につきましても、区長からのご要望で調査の上で設置しました。ちなみに、その路線のもう少し北に行きますと、やはり丁字路もう一本ございまして、そこにも1基カーブミラー、1面ですが設置しております。カーブミラーは、道路法では他の車両または歩行者を確認するための鏡とされ、交通安全施設の一つとして見通しの悪い交差点などで事故が発生する可能性が高い場所に設置しておるという状況でありまして、当該エリアの交差点周りが2枚の鏡の設置が必要な程度の見通し状況であるかどうかを改めて調査をし、地元の交通事情等について区長と相談をし、できるものであれば警察当局の指導も仰ぎながら判断をさせていただきたいと考えております。

以上です。

議 長（堀 満弥君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 町長から答弁いただきましたが、町づくり座談会ですか、あのときもこの話はあったわけなのですけれども、そのときの返答の要望に対する返答書みたいなのありまして、それを見ますと、遊具については町民協働公園づくり補助事業というものがあるので、それを使って集落のほうで整備をしてくださいというふうな内容でした。もう一つ、今町長の答弁だと、ガードレールとあと転落防止用の柵については発注したということではございましたが、そのときの説明としては、遊具の整備計画が確定した後に……これは今現在まだ確定はしていないわけです。集落では遊具の整備計画は今現在まだ確定しておりません。ですが、この答弁書によりまして、遊具の整備計画が確定した後に、ガードレールとその北側西側の柵については協議させてもらうということが書いてあるわけです。ですから、町づくりのあの座談会のときには、今のような答えは全然なかったのです。だから、私は当然まだ具体性、その工事が発注になっているというふうなことにはなっていないだろうと思っていたわけです。だから、それ

は役場に例えば戻ってきたりして、そういうことにしたのだらうけれども、そのときの説明としては全然なかったのです。そして、この紙がそこにいる人たちに配られたわけです。私もいましたので、この紙もらってきました。確かに話としても遊具の整備計画の確定した後にどうするかを検討するという答えだったのです。今発注したというふうな言葉、これ一般質問で急にこんなものが出てきたものだから、にわか

に発注したのかなと逆に思うわけです。でも、そのときはそんな説明全然なかったのです。だから、そして皆さんが遊具の整備計画確定した後に協議させてもらうというふうな説明をみんなが聞いていて、そしてその区長も私よく知っていますけれども、区長もそういうものだと、みんながそういうものだと思

い込んだわけです。だから、遊具の整備計画が先にあるのだということになったわけです、そのときは。ですが、今になってみると、遊具の整備計画以前に、そのフェンスもそうだし、ガードレールもそうだし、発注したということになったわけです。だから、その辺はちょっと順序が、説明がちょっとおかしかったのではないかと、私はそれを言っているのです。

議 長（堀 満弥君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 課長は住民説明会ではたしかそのようにしたことがあるかもしれませんが、現地立ち会いして危険度を勘察したときに、今すぐやらなければならないのか、長い間放置してもいいものなのか、その取捨選択を町民のためにいいことをしたということをご理解をお願いしたいと思います。あのとき言ったからあのよう

に違うから、まだやらないでいいのかということとは、そういう理論は町民のための行政とは通用しませんので、よろしくお

願いします。

議 長（堀 満弥君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） だから、あのときそう言ったから、ではそういうふう

に実際なるまでやらなければいいのかという話ではもちろんないわけ

です。そういうふうやっただけ

れば、もちろんこれにこ

したことはないわけです。ただ、話として、全然違ってきたわけ

です。私はそこを言っているのです。実際に工事をしてもら

うのは、それは結構なわけ

ですけども、話として、遊具の整備計画が確定した後に協議

させていただくと書いてあるわけ

です。そこを言っているわけ

です。だから、その辺は紛ら

わしい話をどうしてそんな話をするのかと言っているわけ

です。そういうふう

に……

議 長（堀 満弥君） 11番、斎藤議員、執行部との大分話がかみ合わないようですので、ちょっと中断していただけないですか。

（「課長から答弁、課長から……」の声あり）

11番（斎藤弥志夫君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えさせていただきます。

ただいまの件、先般の町政座談会でお話しいただいた件でございまして、私答弁させていただきました。ガードレールにつきましては、現地を区長さんと確認の上、設置の方向で検討させていただきますという

ことで、間違いなくガードレールにつきましてはお話しさせていただきました。

あと、公園内の転落防止柵でございますけれども、柵につきましても改めて地元の区長さんと現地のほうを確認させていただきました。その点においては公園整備もろもろの調整事項という話をさせてもら

ったかと思

いますけれども、現地確認したところ、段差、これ1メートル20くらいありますので、子供たちの遊びにおいて転落する可能性もあるということで、早急にそのような形で工事発注させていただいたと

ころでございます。

以上でございます。

議長(堀 満弥君) 11番、斎藤弥志夫議員。

11番(斎藤弥志夫君) そういうふうに対応していただいたのはよかったですと思います。実際はできるだけ早期にやっていただければそれでいいわけなのですけれども、ただ非常に危険な場所だということは多分この団地の皆さんもかなり認識しているのではないかと思います。ここの団地は子供たちがかなりおります。私も区長からも聞いた話だと、青葉台団地に小中学生で12人いると。それから、小学校に入る前の子供がざっと12人くらいいるのだと。子供たちが合わせて24人くらいいるので、道路で遊んでいるという状況は、本当に危険な状況を生んでいるということにもなっているわけなので、まず今まで道路で遊ぶようなことが当たり前のようにある程度行われてきたのではないのかと思うのです。その辺をまず教育関係の皆さん方、どのようにお考えになるか伺いたいです。子供たちが道路で遊んでいると、これをまずどう考えるかです。

それから、確かに公園用地としてはあるのですけれども、今大急ぎでフェンスの工事取りかかっているということですが、1.2メートルも段差があるところで子供たちを遊ばせるということが本当に用地としてふさわしいのかどうか、そんなことをしてもいいのかどうか、これ教育関係者の考え方を伺いたいです、ここは。

議長(堀 満弥君) 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長(佐藤啓之君) お答えいたします。

一般的にといいますか、当然個人的に考えましても道路で遊ぶのは危険でありますので、公園の整備については集落のほうで何とか遊具の設置なり考えていただくということになろうかと思っております。ただ、子供たちが集落に帰る前に、放課後子ども教室であるとか、放課後児童クラブがある場所であるとか、そういった場所で放課後を過ごすということであれば、そういった整備についてはこちらのほうでも進言していきたいと思っております。

議長(堀 満弥君) 11番、斎藤弥志夫議員。

11番(斎藤弥志夫君) 今までとにかくこういうふうに青葉台団地が全部売れたということは、かなりこれは評価すべき内容だと思います。ただ、こういう問題もはらみながら、土地としては売却できたということなわけです。ですから、今のような考え方も当然あるわけなので、これ片方では実際それまではほとんどこういうふうなことが問題になるというかならなければ、今でもひよっとしたらそのままになっていたかもしれないのです。フェンスの取りつけも、あるいはやっていなかったのかもしれないということになるわけです。その場合、子供たちは、遊び場も余りないところですので、そのこの広場に行ったりして遊んで、特に子供たちって意外と周囲見ないで夢中になって遊ぶようなときがありますので、そういうときはひよっとすると転落ということも十分あり得るのではないかと私は思っていたところではあります。ですから、そういう対策は、先手先手のような形で実はとってもらいたかったのです。そして、そういう形を、ガードレールもそうですし、転落防止用の柵もそうですし、それを取りつけた後に、こういう公園用地としてこのくらい安全な場所として今は確定したので、集落のほうで遊具なりを設置したらどうかと、こういう進め方が本当ではなかったのですか。その順序が、役場のやっているその順序が、全く私

は反対だと思うのです。しかも、今教育課長は、やっぱり危ないから、柵は設けるべきだと。地域生活課長が、こういう話が出たから、では柵でもつけるかということなわけです。こういう状況なので、もう少し課長の皆さん方も横の連絡をとり合って、考え方をまとめてもらいたいのです。みんなそのときそのときの場合のような話ばかりではないですか。だから、私はそういうやり方がまずいのではないかとやっているわけです。こういう工事をやるのだったら、どんなに先にやったってよかったわけではないですが、今やらなくても。その辺を言っているわけです。

それと、電線が通っているのですけれども、あそこ木の枝の中を電線が通るようになりました、木が伸びてきて。あれもそのままにしてきたでしょう、ずっと。全く安全とか環境整備という意識が欠けているのではないかと思います。その辺も整備不足です。だから、今後こういうことはないように取り計らっていただきたいと、このように考えます。

議 長（堀 満弥君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 青葉台団地につきましては、私も議員なりたての1期のとき造成工事が始まって、そして斎藤弥志夫議員も同じ1期のときに、平成8年に完成した団地です。その設計等工事等、これまで21年間、あそこが悪かった、ここが悪かった指摘は、一遍もこの議場でなされたことはありません。議会としても、そこまで配慮する前に、なかなか売れないということが一番の課題だったのだと思います。だけれども、今地域から要望が来て、それにかなう形でいい形に進んでいくときに、21年の歴史を振り返らないで、今が悪いからだめだという発想は、私にはありません。しっかり指摘をいただいたのは、現地を見て、区長と相談して、課長が判断したなら、そして直していくというのは、それは当然の遊佐町の行政であって、それがつくったとき、私も議員でした。斎藤議員も議員でしたけれども、それらを私たちはまだ指摘する力がありませんでしたし、どのような団地が、どのような形態で売れるものなのかということも想定もしないで、ずっとずっと21年間売れなかったという状況のほうが非常に責任は大きかったのだと思います。それらを今、おかしいからやり方がおかしいなんて言われても、それは行政としてはやった結果として、本当に、では悪いことをやったのかということをお責められることは、結果責任はあるのでしょうか。経過としてはずっとずっと直しながらやっていくという行政については、私はやっぱりそれにその時代の要請に合って、そして要請に応じていくということあれば、それはすばらしいのかなと思います。その当時は、かつては公園なんかつくらなくても空き地がいっぱいあって、申しわけないけれども、区画はいっぱいあったけれども、そこで幾らでも遊べたという現状が本当に10年前まではそんな状況だったと思いますけれども、区画がしっかりと分譲されることによって、公園用地までみんなの注目が行くということは、それはその時代の要請という形で進んできたのだと、このように思っています。

議 長（堀 満弥君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 町長の話ももつともです。私は、実際その話はよくわかります。ただ、今現在、非常に子供たちもふえてきて、本当に道路で遊んでいるとかいうふうな状況も、前は本当に売らただけで目いっぱいだったのです。わかります。もう売れなくて売れなくて、本当に悩んで苦しんできた、これが実態だと思います。去年になってようやく全部完売したと、これは本当に大きな出来事だったと思うし、よかったと思うのです。ただ、今ここに来て、地元からの話もあるわけですが、こんな小中学校以前の子供たちが24人もいる団地になったわけです。ですから、ぜひこういうことは本当はもう少し早く取

り組んでいただきかったというわけです。そうすれば、私も一般質問、きょうの一般質問は多分なかったのではないかなと思いますけれども、でもまず今こういう状況で、まずやっていただけるということはよかったのかなと思います。

それから、先ほどミラーのことですけれども、これは区長とも私よく顔見知りなので、いろいろ話していますけれども、まずは前向きにどうかよろしく願いいたします。確かに1枚は……2枚ついているところが結構あります。あちこちありますので、確かにここは一時停止するまで見えないところなので、まず課長、そこをよろしく願いいたします。

議 長（堀 満弥君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えをいたします。

今何度も子供たちがふえていると、そして道路で遊んでいるというお話がありました。もともと区長さんからの要望の中身を伺いますと、子供たちが自転車でかなりスピードを出して往来しているという状況もあって、そしてまた若干見通しが悪いという道路状況もあって、片面ミラーを設置したという経緯があります。ただ、私たちも現地に、私は2回ほど足を向けて、何度も何度も車をとめたりおりたりして状況確認をしました。その青葉台の分譲地内だけでなく、しからは他の住宅団地はどういう状況にあるのだろうかというようなことで、そこその現場も踏みながら、比較検討もさせていただきました。

青葉台につきましては、その数、設置の状況、ミラーの角度も微調整をさせていただくなどしております。今の丁字路の交通安全環境は決して悪いという状況ではないかとは思いますが、先ほど申し上げましたとおり、なおもう一度その現場の状況を確認をするなり、専門家の指導を仰ぐなりして、もちろん区長さんとの相談も踏まえながら対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（堀 満弥君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと、よろしくお願いします。

最後になりますが、ビニールの飛散するところがあるのだということですが、やはり環境美化の精神からいって、それはいずれにしてもまず撤去という形で対応していただくのが最も適切な対応であろうと思います。その〇〇産業さんにはそういうことを十分伝えられているということなのではないでしょうか。最近草が伸びてきてまして、大分伸びてきてまして、前ほどは見えなくなっています。ビニールも見えなくなっておりますが、4月中旬あたりだとかなり、ちょっとした山のような感じになって見えていたので、飛散防止ということ、環境美化、そういう意味で取り組んでいただきたいと思っておりますし、どのような行政指導というか通知をなさっているのか、もう一度伺いたいと思っております。

議 長（堀 満弥君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えさせていただきます。

私も2度ほど、おととも現地のほうを近間を通らせていただきまして、現地の確認しております。先ほど町長が答弁いたしましたとおり、事業者が事業活動におきまして排出した廃棄物は、事業者みずからが適正に処分することが廃棄物処理法によって規定されてございますので、法にのっとり処理業者に依頼するなど、適正に処分がなされるよう指導することとなります。

なお、不法投棄の通報があった場合の対応につきましてでございますけれども、まず不法投棄された場

所が私有地であるか、また公有地、いわゆる町有地か、法定外用地か、県有地か、国有地かということを確認することになります。もし私有地であれば、所有者または管理者の確認を町のほうで行っていくことになります。また、所有者の所有物でなく、第三者によります不法投棄であれば、警察に通報してもらうこととなりますが、投棄者が特定できない場合、土地の所有者または管理者が基本的に処分するというようになってきます。みずからが自分の所有地に放置している場合には、その物が廃棄物であるか、管理の状況を確認した上で、環境保全や景観の観点から廃棄物の処理または飛散防止等の適正な管理をお願いすることとなります。

ご質問いただいた場所につきましては、先ほど町長答弁で現在調査中ということでお答えさせていただきましたけれども、先週末、土地の所有者、地権者ですけれども、あと行為者、確認できました。それぞれ地権者の方と行為者の方とお話しさせていただきました。行為者の方にはごみは撤去するようというところで既にご指導させていただいております。今後におきましてもしっかりとこの処分につきまして監視していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（堀 満弥君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 所有者にごみを撤去するように指導したということでしたが、それ所有者のほうは撤去するという約束というかなさったのでしょうか。そして、撤去するといいますが、いつまでに撤去するようにと、そういう期限もついでの話なのかどうか、そこをちょっと伺いたと思います。

議長（堀 満弥君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

撤去はしますということでお答えはいただいております。ただ、期限につきましてはいつまででしょうかということはこちらのほうからもお聞きしたのですけれども、なるべく早くということのご回答しかいただいていない状態でございます。

議長（堀 満弥君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 今は大分草も伸びて、大分見えなくはなってはきているのですが、できるだけ早期に対応していただくようによろしくお願ひしたいと思います。

これで私の質問は終わります。

議長（堀 満弥君） これにて11番、斎藤弥志夫議員の一般質問を終わります。

午後2時45分まで休憩いたします。

（午後2時26分）

休

憩

議長（堀 満弥君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後2時45分）

議長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1 番(齋藤 武君) 本日最後の質問者となりました。早速本題に入ります。

まず、特に町並みづくりにおいて、どのような地域デザイン戦略を考えているのか、新庁舎建設等においてそれらはどう反映されるのかについてお尋ねいたします。デザインとは、日本語では意匠と言ったりしますが、外来語であるためもあってか、さまざまな解釈ができます。一般的には、物や事を見ればよく見せるという意味合いに使われることが多いと思われませんが、近年では、ある事や物をわかりやすく伝えるための手段という意味合いで使われることも多くなってきたように感じます。もちろんわかりやすく伝えるための手段という意味でのデザインでも、見ればよくはします。しかし、この場合、見ればよくすることは、あくまでもわかりやすく伝えるための手段であって、目的ではないということになります。つまりいかに見ればよくても、事や物がわかりやすく伝わらなければ、そのデザインは失敗したということになります。

具体論に入ります。町並みについて、価値が人々に認識されるようになってから久しくなります。この町並みには、福島県大内宿や東京の田園調布のように一定の評価が確立したところもあれば、現在進行形で町並みづくりに取り組んでいる地域もあります。これらは、歴史的、経済的、文化的、地理的に、あるいはそのほかの複雑な要素が絡みあって成り立ってきており、単純に論じるわけにはいかないと考えますが、それぞれの町並みというデザインからは、それぞれの地域の思いのようなものが伝わってきます。例えば旧八幡町の中心部は、城下町をイメージしていることが明確です。あるいは、金山町は金山杉を用いた金山型住宅の建設を進め、鶴岡市では特に中心部において、歴史と最先端の学問を融合したまちづくりに意識的に取り組んでいます。もちろんそれぞれの自治体や地域では、人知れず苦労や困難を抱えているはずですが、それでも、訪問者は意欲的な町並みづくりからその町らしさや思い、活気のようなものを感じ取ると思います。あるいは、それほど大規模でなくても、花などの色彩や街路灯などにその町らしい統一感があれば、その町が引き立って見え、来訪者に何かを語りかけることができるはずですが。

それでは、この遊佐町の町並みづくりにおいて、特にデザインということに着目した場合、どのような青写真が描かれているのでしょうか。具体的にお聞かせください。また、町並みとは一定の面を有するため、それらをカバーするデザインとは、地域デザインと言えます。何らかの地域デザイン戦略があれば、当然に新庁舎建設やその他の町有施設の整備に反映されると考えますので、このあたりはどうお考えなのか、あわせてお答えください。

2 問目に入ります。遊佐町の健全な水循環を保全するための条例は活用されているのかについてお聞きします。条例は制定されても、活用されなければほとんど意味がなくなってしまいます。税金や国民健康保険関係などに見られる純粋な手続条例であれば、ほとんど自動的に運用されるということもあるでしょうが、手続条例の側面を持ちつつも、実体的条例でもある遊佐町の健全な水循環を保全するための条例は、町がかなり主体的に運用しなければ、条例の目的を達成することは困難だと考えます。確かに採石等の計画に対し、規制対象事業に該当するかどうかなどの応答手続を定めた部分は手続条例ではありますが、実際に規制対象事業にするかどうかにおいては、特に科学的根拠をいかに適切に集められるかが肝となるため、その意味では単純に手続条例の範疇におさまりに切れるものではありません。

さて、平成25年6月議会で成立し、制定から一定の年月が経過したこの条例の運用状況はどのようになっているのでしょうか。現在山形地方裁判所で係争中の事案に直接関係することは格別として、それ以外

での例えば水循環のモニタリングや水循環遺産の指定などはなされているのか、あるいはどのようにしてなされようとしているのか、以上お尋ねいたしまして、演壇からの質問といたします。

議長（堀 満弥君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、1番、齋藤武議員に答弁をさせていただきます。

町並みづくりにおいての地域のデザインというお話でしたけれども、答弁に入ります前に、私は庄内地域、特に北庄内、我が町にとっての圧倒的なランドマークは、それはまさに鳥海山そのものだと思っておりますので、それらをやっぱり大切にしたい町づくりを進めなければならない、このように考えております。

我が町の基本となる土地利用計画は、平成24年3月に策定された遊佐町国土利用計画であります。長期的に適正かつ安定した土地利用を確保するために必要な事項を定めているほか、同時に策定した遊佐町土地利用マスタープランにおいて6つのゾーニング、1番としては自然環境保全ゾーン、2番として生活環境保全ゾーン、3番目として高生産農業ゾーン、4番目として快適集落ゾーン、5番目として多機能集積ゾーン、6番目として産業振興活力ゾーンに分け、それぞれ地域の特徴を生かしていこうという基本方向を定めております。

都市計画においては、平成16年3月に策定された遊佐町都市計画マスタープランにおいて、都市計画区域が指定している遊佐地区、吹浦地区、西遊佐地区の3地区で主要な課題を整理した上で、地域別のまちづくりの目標と基本方針がそれぞれ定められております。当時の遊佐地区でのまちづくりの主な課題として挙げたものを幾つか紹介しますと、3つのコンセプトで構成されており、1つ目は活気と元気のあるまちづくりとし、多くの人が集まる核づくり、商店街の活性化、遊佐らしさの創出、この町に帰りたと思える誇れるまちづくり、そして働き場の確保などが挙げられ、2つ目の住みよいまちづくりという視点では、住みよい環境整備が必要、歩行者を考慮した生活道路の整備などが挙げられております。3つ目は、歴史と自然を感じるまちづくりという視点のもとに、湧き水や河川環境を守る、生き物や生息環境に配慮したまちづくりが必要などが挙げられておりました。当時も今も住みやすさや自然に配慮するなどのキーワードは、土地利用計画にはなくてはならない大切な観点であると再確認をしております。

町土地利用計画の大筋は、遊佐町国土利用計画に定められている方針を土台として、都市計画マスタープランで定められた3つの視点を重視しながら、それぞれの整備を進めていくべきものであると考えております。中でも、新庁舎建設やその他の町有施設の整備においては、その施設が利用しやすい環境整備、特に重要な道路の整備を中心に、現在ある各個別計画とも調整しながら進めてまいりたいと考えております。特に新庁舎の整備に関しては、現在検討中の遊佐町新庁舎建築基本計画（案）において、新庁舎基本方針として経済的でスリムな庁舎を掲げ、華美な要素は排除し、無駄のないプランとしております。現段階では、基本計画案に町有施設として統一したデザインとするという考え方は反映されていません。新庁舎建物のデザインは、具体的には基本設計段階で検討することになりますが、できるだけ鳥海山の景観を大事にした建物にするよう配慮していきたいと考えております。

2つ目の質問について、健全な水循環を保全する条例は活用されているのかについてお答えをさせていただきます。平成25年に策定された遊佐町の健全な水循環を保全する条例は、豊かな水資源が古来より町民の生活を支え、そして地域の誇りである湧水生態系を維持してきた鳥海山の水環境を守るための条例であります。町議会においてこの条例が満場一致で可決されてから、一定の基準に基づいた水源涵養地や地

下水脈の保護が、町や町民だけでなく、開発業者に至るまで、その責務を負わなければならないとされており、また、健全な水循環を保全するためには、井戸の掘削や採石、畜産や廃棄物の処理などにおいても、行き過ぎた開発行為に対して規制をかける内容となっております。本来であれば、一定の範囲内で事業が行われ、条例による規制が発動されないことが我が町にとって望ましい状況であり、そのことが条例の本当の意味での活用であり、条例制定の成果であるとも言えると思います。

ご指摘のとおり、本条例において、ほかにも水循環の保全に係る事項が幾つかあり、総合的な運用が求められているところでありますが、本条例の無効を訴える裁判の対応で、やむなく後回しにならざるを得ない状況でございます。地下水等のモニタリングにつきましては、遊佐町環境基本条例及び遊佐町環境基本計画に基づき、平成14年度から町内8カ所の湧水を年2回、水道水基準で調査したものをデータ管理しているほか、4カ所の観測用井戸においても水質調査を継続し、昨年度からは遊佐駅前のまぢめぐりパーク14カ所の水質調査も開始したところであります。

残念ながら地下水脈の重要な涵養域における臂曲地区の採石事業をめくっては、町が提訴され、1年を超える歳月を費やしてもいまだ係争中であり、係争にかかわる事項については、今後の争点にも差しさわりが生ずるおそれがありますので、これらにかかわる答弁についてはご容赦をいただきたいと、このように考えております。

以上であります。

議長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1番（齋藤 武君） 最初に1問目のほうですけれども、最初に議論をお互いかみ合わせたいと思うのですが、幾つかの言葉が出てきました。遊佐町にはランドマークがあると。ランドマークは鳥海山だということで、それは誰しもが一致する意見だと思うのですけれども、私が考えるには、確かにランドマークなのですけれども、私の中で議論したい中において、鳥海山はランドマークであるのだけれども、借景なのです、どっちかという。ランドマークはある、借景があるという前提で、それでこの町をどういうふうにしましょうかという議論を私はしているつもりでした。そこはぜひかみ合わせたいなと思っています。

それから、もう一つですけれども、ゾーニングという話がありました。あと、土地利用計画というワードも出てきました。当然それは大事なのです。大事で、それは踏まえなくてはいけないのですけれども、私は一般質問の場ですので、ぜひ町長のいい意味でのほらを吹いていただきたい、風呂敷を広げていただきたいと思います。私は、町づくりにおいて、遊佐町、特に元町ですけれども、こういう町にしたいと。例えば私だったら思うのは、鳥海山と湧水の町と遊佐町が言っているわけですから、それをどういうふうにして町並みづくりに落とし込んでいけるかということを具体的に議論できたらなと思うのです。例えばさらに言うならば、遊佐町のイメージカラーはこういうものがあれば、それはやはり統一して使おうとか、そういうような構想というのは当然町長はお持ちだと思うのです。先ほど金山の話も出しました。金山町は、金山街並み景観づくり100年運動というのを100年計画でやって、今に至って、まだまだ続くということなのですけれども、そういうようなビジョンというのも当然町長としておありだと思うので、そこをぜひお示しいただきたいところなのです。なので、恐縮なのですけれども、そういう面においても一度答弁いただけませんか。

議長（堀 満弥君） 時田町長。

町長（時田博機君） 私は、議会議員の時代に、我が町のメインストリートは役場の前でしょうという質問をしたことがあります。ところが、人にはそれぞれのメインストリートがあるので、ここだけがメインストリートでないという答弁をこの議場でいただいた苦い経験があります。

私は、やはり遊佐町のメインは、この遊佐の町をどうやって、役場のあるところを中心に活性化、開発していくかが大きな課題だと思っています。特に今エリアとして東側駐車場の近辺に庁舎を移すということが検討委員会で示されましたけれども、都市計画がしっかりと根づいたこの遊佐に、そして用途指定までされている遊佐の真ん中が田んぼ、稲作の用地になっているということ自体を、町としては何十年間それを地権者がとかいろいろ言って、真ん中を開発してこなかった。そして、道路についても、本当は社会福祉協議会の総合福祉センターが通して、いわゆる月光川のほうに抜ける道路の計画と、駅前からは遊佐病院の敷地を通っていく計画が古い古い計画、それから八日町から十日町へ入っていく、あの広がって、あの八日町も広げましょうという計画は、基本的にはあったのですけれども、それらは何十年間ほとんど手をつけてこなかった。そして、今庁舎があそこにあつたら、それは当然庁舎を中心にした、今若者町営住宅、そしてできれば戸建ての住宅、もっと含めた計画、しっかりと町民の皆さんの理解を得たもので、やっぱり中心部の活性化、そして真ん中から波紋が町全体に広がるような町づくりをしなければならないと考えています。これは当然のことだと思っています。そのようにして、まず中心部、どうやって役場の庁舎のあれに合わせて道路を切っていくか、そしてそこに若い人から住んでもらえる環境をつくるかというのが非常な課題だと思っています。

今我が町の空き家も10%を超えてしまいました。中央にしか若い人が住めないという現状が発生している中で、やっぱり町の真ん中にどうやって若い世代を呼び込んで、そしてこの中で働き場、あるいはベッドタウンでもいいですから、それらをどうやって人の住める町にしていくかというのが大きな課題だと思っています。町は、かつては稲妻道路というぐらいに、真っ直ぐ行くとすぐ行きどまりで、丁字路が多かった町が、少しずつそれらが解消しているということはありますけれども、それに満足することなく、やっぱり利便性も、若い人たちから見てもこのぐらいの道路の幅は必要だよね、そして町の中心というのはやっぱり買い物も、集うところも、そして遊びも、やっぱり町に真ん中で何とか集えるような形ができれば、それはすばらしいと思っています。

商店街については、合併はしてしまいましたけれども、いわゆる大崎市ですか、旧岩出山はかなりの道路の幅を広げて地域は活性化しようとしたわけですけれども、あれが合併したことによって、ほとんど活用されないような状態になってしまっている。そして、我が町の兄弟町であります旧鳴子町に至っては、もう人口が2割近く減っているという現状、合併して12年、13年ぐらいになりますか、そのような状況を見たときに、合併しない独立してきた町として、やっぱり町の中心部にもう一回くわを入れて、しっかり若い人に住んでもらえる、そして鳥海山がすばらしく、どこから見てもいい眺めだと言っている、見られるような町にしていきたいなど、このように考えています。

議長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1番（齋藤 武君） 町長のその思いを形にする手段が、私はデザインだと思うのです。それが、よそから来た人も町並みを見て、ここの町の町長はこういう思いで町づくりをする気持ちでやっているのだと、

それに町の人は応えているのだと、それがわかるというのがデザインだと私は思うのです。

もう一点、関連してちょっとお聞きしたいのですけれども、遊佐町は残念ながらないのですけれども、景観条例というのをつくっている市町村が多くあります。特に小京都と言われるような場所をつくっていますけれども、その中で修景という言葉が必ずと言っていいほど出てきます。修景というのは、具体的に言うと、建築物などのデザインを周辺の町並みに調和させることを修景と言うそうです。より具体的には、最近だと修景に気を使った建築物ということで、銀行であったり、コンビニであったり、郵便局であったり、そういうのがちょっと目立つような本来目立つ建物をあえて焦げ茶色にしたり、墨にしたりということが、あとネオンサインの規制というのは当然あるでしょうけれども、そういうふうにして町並みに調和させて町づくりをしている。若者町営住宅をこれからつくりますといったときに、建物はいいのです。建物はいいのだけれども、果たしてその建物のデザインが借景の鳥海山と合うのか、あるいは町並み全体と合うのか、そこまでもやっぱり考える必要が私はあると思うのです。だから、それ修景という要素でもあるのですけれども、そういう部分、町長として発想をお持ちなのかどうか、もう一回お聞かせください。

議長（堀 満弥君） 時田町長。

町長（時田博機君） 実は、いろんな建物をつくるときも、プロポーザルなり、いろんなデザインのそれは当然あってしかるべきだと思っています。私が思ったから私が選んで私がやるという形では、今の町の行政のあり方としてはやっぱりそれはふさわしくない。検討委員会等を設置してしっかり選んでもらうというのが、その手順を踏まなければならないのだと思っています。

ただ、小さいことですが、中央公園にあずまやを設置するときにおもしろい事態がありました。若い職員はパラソル型のあずまやにしたい、パラソルは晴れていたときは差して、雨降ってきたらしぼめるというようなパラソル型のあずまやにしたいということを言ってきましたけれども、我が町の冬の気候とかを考えたときに、大型のパラソル型のあずまやで、それが果たして地域にとって理想的なのかと思ったときに、私はやっぱり地元から補修してもらうということ、それからメンテナンスというのはかなり費用がかかるのですから、それら等を想定したあずまやにしたほうがいいのではないのかという、そんな判断をさせていただいた記憶があります。

若い人たちはいろんな夢もあり、いろんなものをやるのでしようけれども、町として実際長く使ってもらえるには、町民の皆さんからどのようなあずまやがふさわしいかと、それぞれまたその設置する費用と、それからどれだけ長もちするか、メンテナンスをどうするのかというのはやっぱり考えなければならないと思うのです。思いついたから派手なのでいいですよと、2年もしたら壊れましたというわけにはいかないので、一定のやっぱりそれは地域の若い人たちの声を集めてつくるものと年配の人たちの意見を集めてつくるもの、それは全く違ってきて当然ですけれども、そのために私は今役場庁舎をつくるときもいろんなたたき台はプロジェクト会議、役場の職員からA案、B案、C案、D案、5つぐらいはたたき台として持っていて、そしてその中で検討をお願いしたり、委員会に委ねることが必要でしょうということをおし上げています。常に私が決めましたという形では、今の遊佐町の行政運営では、私が思っているから私の思うとおりになるという、それは多分ならなくて十分なのだと思います。町民の皆さんが、やっぱり自分たちの役場をみんなで作るのだという、その参加の意識を、やりながら意見交換しながらつくり上げる喜び、それらを共有できれば私はいいのかなと、そのように思っています。

議長(堀 満弥君) 1番、齋藤武議員。

1番(齋藤 武君) 私も、そんな数は多くないですけども、町並みづくりに取り組んで、意欲的に取り組んでという町、市町村、回るようにしています。その中で思うときがあるのですけれども、町並みはいいのですけれども、その市町村役場、庁舎が残念という事例がすごく多いのです。それはいろんな理由があって、結果論でもあるのでしょうかけれども、町並みづくりの開始した時期と庁舎をつくった時期が違うということもあるかもしれませんけれども、それで残念だなと思うことが多々あります。

遊佐町はまだこれからですので、そうはなるべきじゃないかなと思うのです。抽象的な話ですけども、もう一回言いますけれども、これから新しい遊佐町役場に来た人が、まず外見から見ても、この町は鳥海山と湧水の町だというイメージを持てるような、そういうデザインというのはやはりすべきだと思います。これは本当に知恵の出しようで、町長いろんな町民の声だと、大事だというふうにおっしゃっていましたので、ぜひそこら辺は町民、あるいは場合によっては町の外の専門家の力もかりてもいいでしょうし、やはりそこら辺はほかの町有施設の整備もそうですけれども、意識的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

時間もちょっとあれですので、デザインについては、地域デザインということに関しては、今後も折に触れてお話をさせていただきたいと思います。2問目、ちょっと細かい点、各論を幾つかお聞きしたいのですけれども、まず水循環のモニタリングについてです。町長答弁にあったとおりのことはわかっていますので、私は特に裁判についてどうのこうのと言うつもりは一切ありませんので、そこは抜きにしてのやりとりなのですけれども、条例の、条例というのは遊佐町の健全な水循環を保全するための条例ですけれども、条例の25条で「町長は、地下水等の安全で良好な水質を確保するために、関係機関と連携して必要な施策を講ずるものとする。」とあります。さらにその具体的な中身としては、条例にのっとってつくった遊佐町水循環保全計画という中で、行政の取り組みとして、水道水源、地下水、湧水、河川等の水質検査を継続して行い、その結果を毎年公表しますというふうにあります。

先ほど町長答弁あったとおり、水質検査をしているということで、行政報告書を見ると、毎年結果を報告、公表されているということで、そこはそのとおりだと思うのですが、ただ私が言いたいのは何かというと、検査項目がBODだとか、溶存酸素だとか、一般的な環境指標にとどまっているのです。飲めるのか、飲めないのか、あるいはそこで泳げるのかというようなことには有用なんでしょうけれども、その部分のそのレベルの検査にとどまっていると。それはそれで必要なのですけれども、水循環を捉えることができる項目かということ、そうではないと思うのです。雨や雪が、日本海から雲になって、雨や雪が鳥海山に降って、それが地下水になって日本海にまた戻るという水循環を捉えるときに、安定同位体と、あるいは元素というレベルまで調べなければ、水循環のモニタリングにはならないというふうに思うのですけれども、条例あるいは水循環の保全計画でいうところの水質検査には、同位体レベル、元素レベルの項目は含まれないという理解でいいのか、それともたまたままだされていないのか、そこをお聞かせいただきたいと思います。

議長(堀 満弥君) 畠中地域生活課長。

地域生活課長(畠中良一君) お答えさせていただきます。

ただいまの水質検査、水調査でございますけれども、地域生活課のほうで調査のほうは行ってございま

す。地域生活課におきましては、人の健康の保護及び生活環境の保全という観点から、公共用水域等が基準値を満たした適正な数値であるかの確認を行うために毎年水質検査を行ってございます。行政報告書にも記載されると思いますけれども、河川につきましては9河川、10地点、10ポイントの調査を行ってございます。回数につきましては5月、8月、12月の3回ほど、年3回、季節ごとになりますけれども、河川につきましては3回ほど検査のほうを行ってございます。また、湧水につきましては8地点、8ポイントにおきまして7月、12月の年2回実施してございます。また、井戸のほうも検査してございまして、井戸につきましては4地点、12月の年1回、検査のほうを実施してございます。それぞれ基準項目定めて検査実施してございますけれども、実施項目につきまして今お話あったとおり、河川につきましてはpH、BOD、SS等、6項目について検査してございます。あと、湧水につきましては硝酸、亜硝酸、塩化物イオン、有機物等、9項目について検査を実施してございます。あと、井戸につきましてはカドミウム、鉛、六価クロム等の6項目について検査をさせていただいているところでございます。なお、検査結果、調査結果につきましては、データを年次的管理、毎年毎年データを整理いたしまして、その結果につきまして推移がわかる形で、毎年結果につきましては遊佐町の環境審議会において報告させていただいている状況でございます。

なお、水質検査に対します審議会での意見、少しいただいておりますので、ご紹介させていただきますけれども、去年、おとしは結果データについてご意見いただいておりますけれども、27年のときのご意見、2河川についてご意見頂戴しました。紹介させていただきますと、熊野川につきましてはBOD、窒素分が少し高いと、有機物が少し流れが汚れがあるのではないかなというようなご見解でございました。あと、西通川につきましてもBODが少し高いというようなご意見を頂戴しまして、原因としましては生活雑排水、まだ流れ込んでいるのが原因でないでしょうかということでご意見を頂戴してございます。あと、その他調査ポイントについての結果については、ご意見はいただいていない状況でございます。

以上でございます。

議長(堀 満弥君) 1番、齋藤武議員。

1番(齋藤 武君) 丁寧に説明いただいたのですけれども、すみません、かみ合っていなかったようです。私がお聞きしたいのは、今なされている検査項目は、それはそれで意味があるのです。大事なのですけれども、その検査項目だけでは鳥海山の水循環を捉えることができないのではないかと、同位体まで調べなければ無理ではないですかと。以前地球研で調べていますので、そこを継続してこれからやるということはないのかどうか、その確認だったのです。すみません、お願いします。

議長(堀 満弥君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えをいたします。

先ほどの地域生活課長の答弁に若干補足させていただきますけれども、平成25年12月に策定されました遊佐町水循環保全計画の中で、地下水等の適正な利用及び良好な水質を確保する取り組み、その中で地下水等の良質な水質を確保する取り組みということで行政の取り組みとしてこの水質検査を行っているという状況でございます。この計画の中には水質検査の項目は触れていないという状況でございまして、飲料に適するのか、農業用水に適しているのか、そのレベルで現在調査を行っているという状況でございます。議員が指摘されました項目が必要なのかどうかについては、そこはもう少し議論する必要があるのではな

いかと思います。

議長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1番（齋藤 武君） 私は、ぜひ必要だと思いますので、水循環保全審議会等においてその必要性をぜひ議論していただきたいと思います。ご存じのとおり、その同位体等に関しては、水を冷蔵庫に保管すれば、ある程度要するにストックできると言われていました。そのときにすぐ調べなくてもいいというふうな項目ですので、ぜひそこはやっていただきたいと思います。そうでないと、水循環が把握できないのです。水循環を保全するための条例というふうになっているわけですから。

あともう一つ、次の具体論に行きますけれども、壇上の町長答弁の中で、裁判対応に労力とられてしまっていてということがちらっとありました。その中で、確かにそれはそうだと思うのですけれども、1・0で労力とられてしまっているということではないと思うのです。ましてやことしの春からスタッフもふえてはいるはずですので。そう考えたときに、条例の眼目の一つである水循環遺産について、この話はぜひ進めていただきたいというふうに思うのですけれども、今現在そこについてはどのような進みぐあいになっているでしょうか。

議長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

水循環遺産の指定についての経過状況でありますけれども、これにつきましては平成28年1月27日に開催されました遊佐町の水循環保全審議会において議論された経過があるようでございます。事務局側からここを水循環遺産にどうですかという提案ではなくて、どういう考え方に基づいて水循環遺産の指定を進めていくべきかを議論した審議会ということでございました。委員からは、何を根拠に水循環遺産を指定するのか基準が必要であると、その上で候補地を挙げて議論していくべきではないかというような意見が出されていたようでございます。事務局といたしましても、その先進地事例を参考にしながら、一定基準案を作成した上で、その基準案とともに候補地も議論していきたいという考えをその審議会において示しているようでございます。最低1年、とすれば二、三年をかけて議論していきたいということでその審議会を終えているようでございますけれども、そうこうしているうちに、町長答弁にもありましたとおり、裁判が始まってしまったと。これは言いわけになるわけでございますけれども、なかなか手をつけられていなかったというのが実情でございます。先ほど議員からもありましたとおり、スタッフも1名増員させていただいておりますので、そこは今後粛々と進めていきたいというふうに考えております。

議長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1番（齋藤 武君） ぜひともその言葉どおり進めていただきたいと思います。

次の具体論に参ります。先ほど菅原和幸議員の質問とかなり近い部分あると思うのですけれども、水循環の保全計画の中では、森林等の水源を涵養する機能を維持するための施策という項目の中に、相談体制の整備というのがあります。行政の取り組みというふうにただし書きがついているのですけれども、県、町、森林組合が連携して、森林所有者等が森林の売買、管理、経営などについて相談できる体制を整備しますというふうに水循環保全計画の中でうたわれています。先ほど菅原議員から出されました森林計画管理法というのは来年の4月施行ということで、時間的に違う、むしろ水循環保全計画のほうが先んじて先見の明があったと言っていいと思うのですけれども、こういうような記載を明記しているということです。

これはかなり重要な計画だと思うのです。そこも先ほど菅原議員とのやりとりの中で、遊佐町における森林の現状、林業の現状という話があった中で、当然簡単な話ではないというのは十分承知なのですが、やはりこれも、もちろん簡単な話ではないということ承知の上で計画がつけられているはずですので、やはりこれは意味がある重要な計画だと思うのです。この森林に関する相談体制の整備ということについて、今現在、ちょっと先ほどの話とダブるような話になりますけれども、これはこれでどういうふうに進んでいるのかお聞かせいただきたいと思います。

議長（堀 満弥君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

ただいまのご質問は、森林の経営管理法の中で、そういった相談とか、これからいろんな策定をしなければいけないのですが、そのことについてどのような状況かという話ですか。

議長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1番（齋藤 武君） 私が申し上げたいのは、森林管理計画というのはこれからの話だと思うのですが、それより前に平成25年12月の段階で、遊佐町水循環保全計画の中に森林に関する相談体制の整備を行政の取り組みとしてやると書いてあるものですから、そこに関する進捗状況をお聞きしたかったということです。

議長（堀 満弥君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） ただいまのところ、森林組合と、それから行政と、そういったもののそういった相談の窓口というか、そういった組織づくりはまだ体制としてはなっていないということでございます。

議長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1番（齋藤 武君） これは大変だと思います。やるときには大変だと思うのですが、何回も言うように、森林経営管理法ということの法律の一種の後押しもあるわけですので、ぜひこれ改めてどうことができるのかということを検討していただきたいと思います。計画には明記されているわけですので。計画にないことだったらまだしも、かなり前に明記されていますので、もう5年も前に。よろしくお願ひしたいと思います。

あと、企画課長、話がちょっと前後して申しわけないのですが、水循環保全審議会の開催状況についてお聞きしたいと思います。この開催状況、何回ですかという話になると思うのですが、事前通告で何回ですかと聞いていませんので、回数の話ではないのですが、そもそも開催されているかどうかということも含めて開催状況、あるいは中でどういう話がされているのかということをお聞かせいただきたいと思います。ちなみに、説明会ありました。弁護士の方が来て、水循環保全審議会と環境審議会の委員、あるいは私たち傍聴した説明会、それは別にしてです。あくまでも水循環保全審議会としての単独の開催、去年のたしか8月に今の人方の任期が始まっているわけですので、委員の方の任期が始まっているわけですので、それ以降、今までの開催状況をお聞かせください。

議長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

そこはちょっと、私の今の記憶の中では8月以降は開催をしていないという状況でございます。

議長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1 番(齋藤 武君) 条例の上では、水循環保全審議会というのは会長が自分の力で、いわゆる職権で開催、招集はできないようです。あくまでも町長の諮問または要請に応じて審議するというふうになっているわけなのです。話繰り返しますけれども、裁判でどうのという話はあるにしても、今までいろいろ申し上げたとおり、やっぱり課題というのはいっぱいあると思うのです。水循環遺産もそうだし、どういう水質検査の項目が必要かということもあるだろうし、森林に関することもあるだろうし、そういうことは町長ぜひ諮問して、積極的に審議会を開いていただきたいというふうに思います。下手すれば1年間に一回も開かずに終わってしまいますから。

議長(堀 満弥君) 時田町長。

町長(時田博機君) 私は最初の答弁で、遊佐町の健全な水循環を保全する条例、これについてはその範囲内で開発行為が申請をされて、なるべくそれを使わないようになれば町としては一番ありがたい状態だと答弁をさせていただいております。大規模な開発行為と新たな開発行為の申請等があった場合は、またその随時に委員会を開いていただくということもありましょうし、また年度のおおよそが固まった時点で、このような状態で裁判等について経過をしていますという報告はすることはあるのでしょうかけれども、水循環保全条例が、これがありますから、これを大上段に構えているのではなくて、やっぱりそれはやむなく規制対象事業としなければならないということにおいてこの水循環保全条例が生きてくるわけですから、できれば一定範囲内の事業によって、条例による規制の発動がされないことが我が町の行政にとっては、それは望ましい状況であるという、このように認識しております。

議長(堀 満弥君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えいたします。

今の町長の答弁に若干補足させていただきますけれども、先ほど指摘がありました審議会の開催については、確かに水循環条例の第30条において町長の諮問の要請に応じてということが書かれてありますけれども、それはあくまでも30条の1号から5号に掲げられてあります諮問する事項があった場合に町長が諮問をするということですので、昨年8月に開いた審議会というのはここでいう審議会ではないということをご理解いただきたいと思います。あくまでも研修の一環ということでお集まりをいただいたということですので。

議長(堀 満弥君) 1番、齋藤武議員。

1 番(齋藤 武君) もう一回読んでみます。30条に、「審議会は、町長の諮問又は要請に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。」というふうにあります。その中の一つとして、4号ですけれども、「遊佐町水循環遺産の指定等に関する事項」と明記されているのです。だから、条例を素直に読むと、何かあったときのための、いわゆる有事のための条例ではなくて、有事のために規制対象事業にするかどうかということの審議もするのでしょうかけれども、それはそれとして、水循環遺産の指定のような平時のことについても、諮問または要請に応じて開かれると明記されているわけなのです。ですので、開いてくださいというふうに申し上げたわけなのです。ぜひここは素直に読んでいただきたいというふうに私は思います。

議長(堀 満弥君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えをいたします。

先ほど前の答弁でもありましたとおり、平成28年1月28日にそこは議論された経過があるということ

説明を申し上げました。今議員からおっしゃられたその指定についてというのは、町長が諮問する段階においては最終的に候補地も決定して、こういうところを指定したいと、なので審議会にお願いしますという話で審議会を開くというやり方になるかと思えます。平成28年1月に開かれたのは、その前の段階で意見を聞くということで開かせていただいた審議会というふうに理解していただきたいと思えます。

議長(堀 満弥君) 1番、齋藤武議員。

1番(齋藤 武君) 時間もなくなっているので、次にもう一回25条に移るのですが、25条の中に「町長は、地下水等の安全で良好な水質を確保するために、関係機関と連携して必要な施策を講ずるものとする。」というふうにあります。関係機関と連携してということの解釈についてお聞きしたいのですが、この関係機関というのは何なのか。はっきり言えば、私が聞きたいのはここに外部の専門家が含まれるのかということなのですが、ここはどういうふうに解釈したらいいわけでしょうか、お願いします。

議長(堀 満弥君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えをいたします。

一般的に言う関係機関、要するに関係する機関全てという認識でございますので、必要に応じてはそういった方々も含まれるということで理解してよろしいかと思えます。

議長(堀 満弥君) 1番、齋藤武議員。

1番(齋藤 武君) そうしたときに、では今の答弁のとおりだとすると、必要に応じてという前提がつけば、外部の方も入るというふうに思われるわけですが、今現在、当然町内の英知を寄せ集めたとしても、やはり知識に穴がある、限界があるということはあるでしょうから、必要に応じて外部の方の力をかりるということはあると思えます。今現在、外部の力、外部の専門家の力ということの力をかりるということにおいて、具体的にどのように連携状況というものはなっているのでしょうか。

議長(堀 満弥君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えをいたします。

今現在については、外部の専門家の意見を求めるという部分についてはお願いをしていない状況でございます。

議長(堀 満弥君) 1番、齋藤武議員。

1番(齋藤 武君) やはり何か事があったときだけに外部の専門家に頼むというような外部の専門家もいるのかもしれませんが、やはり通常平時からおつき合いですということ大事だと思うのです。水の循環が要するにどういうふうに変ってきているのかということは常にチェックするというのが私は必要だと思いますし、あと町の外でもいろんな事例というのは、採石に関する同じような話だとか水循環保全に関するいろんな話であるわけですので、そういう情報収集も含めて、ぜひ外部との、外部の専門家の力を適切に平時からおかりしたらどうかというふうに私は思います。

最後まとめなのですが、条例の4条で町の責務という項目があります。その後、5条で事業者の責務、6条で町民等の責務ということで、わざわざ責務を3つに分けて書いているのです。そのうち事業者の責務というのは「努めるものとする」というふうに末尾がなっています。町民等の責務も「努めるものとする」となっています。一方、町の責務は、「計画的に推進する責務を有する」ということで、義務

規定になっています。努力義務ではなくて、あくまでも義務だというふうにはっきり書いてあります。というふうに考えると、町の責任というのはやはりすごく大きいのだと思います。条例は、ぜひ使っていただきたい。というか、いわゆる伝家の宝刀も抜かなければ何もならないというふうな言われ方もしますので、ぜひ条例を適切に平時から使って、遊佐町の水循環の保全の取り組みを積極的に今以上にしていっていただきたいというふうに申し上げて、質問を終わります。

議長（堀 満弥君） これにて1番、齋藤武議員の一般質問を終わります。

本日の会議はこれにて終了いたします。あす6月20日午前10時まで散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後3時39分）